

【一般項目】

1 南海トラフ地震に備えた新たな防災対応の提示と海拔ゼロメートル地帯での広域避難の推進

(内閣府)

【提言・提案項目】 **制度**・予算

- 1 「南海トラフ地震に関連する情報（臨時）」が発表された場合の防災対応に係る具体的なガイドラインを早急に提示すること。
- 2 特に、広大な海拔ゼロメートル地帯を有する本県の地域特性をふまえ、住民の広域避難の円滑な実施が可能となる実効性あるガイドラインとすること。

《現状・課題等》

- 平成 29 年 9 月 28 日付けで政府が発出した「『南海トラフ沿いの地震観測・評価に基づく防災対応のあり方について（報告）』をふまえた南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合の当面の対応について」をふまえ、本県は、同年 10 月 30 日付けで「『南海トラフ地震に関連する情報』が発表された際の三重県の対応について」を県内市町あて発出し、同年 11 月 1 日から、国において南海トラフ地震に対する新たな防災対応が定められるまでの当面の間の本県における対応策を明らかにしました。
- 現在、国は静岡県と高知県をモデル地区として住民避難等について検討するとともに、中部経済界をモデル地区として従業員の安全確保や経済被害の軽減について検討を進めています。この中で、各地域の特性に応じて関係者が検討し試行の上、新たな防災対応を決定する必要がありますが、国は上記のモデル地区等での議論を始めたばかりです。今後 10 年以内に 30%程度の確率で発生が危惧される南海トラフ地震に的確に対応するためには、住民の避難対策や経済被害の軽減等に関して、地域特性に応じて活用が可能な具体的なガイドラインを国は早急に提示する必要があります。
- 本県北部をはじめ、愛知県西部や岐阜県南西部に広がる海拔ゼロメートル地帯は、強震動による液状化や堤防の沈降等による浸水の発生により、長期間にわたり浸水が継続するという厳しい環境にあります。本県が実施した南海トラフ地震に係る被害想定調査では、広大な海拔ゼロメートル地帯を有する桑名市と木曾岬町において、理論上最大の震源モデル(L2)を用いた想定で約 8 万人、過去最大の震源モデル(L1)を用いた想定で約 5 万 8 千人の避難者が発災 1 か月後でも残っているという結果となっています。こうした地域では、単独市町の行政区域内で避難を完結させることは困難なため、桑員 2 市 2 町（桑名市、いなべ市、木曾岬町、東員町）で広域避難を検討しているところです。
- 本県は、海拔ゼロメートル地帯の広域避難対策として、スーパー伊勢湾台風を想定した図上訓練を平成 30 年 2 月 23 日に中部地方整備局や桑員 2 市 2 町等と連携して実施したところです。今後は、南海トラフ地震等の大規模地震を想定した広域避難についても検討が必要ですが、大規模地震の場合、台風と異なりリードタイムがない中での市町村域や都道府県域を越えた広域避難のオペレーションを要することから、地域特性をふまえた実効性あるガイドラインが必要です。

事務担当 防災対策部防災企画・地域支援課、災害対策課
関係法令等 大規模地震対策特別措置法、災害対策基本法

2 介護職員等の受入れに要する経費に対する災害救助費の支弁

(内閣府)

【提言・提案項目】 **制度**・予算

災害発生時の介護職員等の支援の受入れに要する経費について、東日本大震災や熊本地震といった特定の災害のみ適用するのではなく、災害救助法が適用された全ての災害に災害救助費を支弁するよう制度の見直しを図ること。

《現状・課題等》

- 熊本地震では、50人の直接死に対し、その4倍にあたる200人余りの災害関連死がありました。大規模災害時には避難の長期化などにより高齢者や障がい者に対する医療・保健・福祉ニーズが大幅に増加します。厳しい生活環境下での災害関連死を未然に防ぐためには、医療活動だけでなく幅広い保健・福祉活動が不可欠となり、高齢者や障がい者を支援する介護職員等の福祉専門職員の応援を他県に要請し被災者支援にあたることが重要です。
- 熊本地震では、屋内避難への恐怖やプライバシーの確保などのさまざまな理由から、避難所を利用せずに車中での避難生活を選択する車中避難者が多く見られました。このような避難者の中には、いわゆるエコノミークラス症候群等の症状により健康が悪化した事例が散見されるなど、社会問題化しました。このような問題は今後の大規模災害時にも同様に生じると考えられます。
- 熊本地震においては、厚生労働省の通知では、介護職員等を社会福祉施設等へ派遣した場合、人件費は介護サービス費や自立支援給付費等による支弁、旅費は災害救助費による支弁とされました。また、福祉避難所への派遣については、人件費および旅費とも災害救助費から支弁されました。このような取扱いは、東日本大震災と熊本地震に特定して適用されたところです。
- 災害救助法が適用される大規模災害については、避難生活が長引くケースがほとんどで、災害発生時における高齢者等の健康管理に介護職員等が果たす役割は非常に大きいものがあります。高齢化が進展する中で、災害関連死の未然防止は、災害救助活動の大きな柱となっている状況をふまえ、本県が平成29年度末に策定した「三重県広域受援計画」には、国の「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく分野に、本県独自の分野として介護職員等の受入れに係る計画を加え、災害関連死を防ぐために医療・保健・福祉が連携したきめ細かな対応を想定した受援活動を行うこととしています。
- 災害救助費の支弁は、特定の災害に限定的に適用するものではなく、災害救助法が適用される全ての災害について適用することで、躊躇なく他都道府県への応援要請ができ、災害関連死の防止につながると考えられるため、見直しが必要です。

事務担当 防災対策部防災企画・地域支援課、災害対策課
関係法令等 災害救助法

3 県南部地域の津波防災対策へのDONETの活用促進

(文部科学省)

【提言・提案事項】 制度・予算

県南部地域の津波防災対策への地震・津波観測監視システム（DONET）の活用を図るため、関係研究機関の地方自治体への支援体制の構築およびDONETの観測監視体制のさらなる充実・強化に向けた財政措置等を講じること。

《現状・課題等》

- 本県が実施した南海トラフ地震を想定した地震被害想定調査結果では、津波からの逃げ遅れにより津波死者数が最悪の場合約3万7千人に上るとされており、そのうち伊勢志摩地域から東紀州地域にかけての県南部地域については太平洋に面し、津波到達時間が早いことから津波死者数が約2万9千人に達する見込みで、深刻な被害が懸念されています。
- しかし同調査結果によると、地震発生直後から全員が避難行動を取ることができれば、県南部地域の津波死者数を約7千人に抑える等大幅に軽減できるとの想定が示されています。
- このため本県では、伊勢志摩サミットの開催を契機に、国立研究開発法人 海洋研究開発機構（JAMSTEC）および国立研究開発法人 防災科学技術研究所（防災科研）の協力を得て、南海トラフ地震による津波発生 of 早期検知が可能な「地震・津波観測監視システム（DONET）を活用した津波予測・伝達システム」を伊勢志摩地域に導入しました。
- さらに、深刻な津波被害が予想されている県南部地域全体の津波避難対策を推進するため、平成29年4月から2年以内に同地域全体に「DONETを活用した津波予測・伝達システム」を整備することとしています。
- しかしながら、DONETを活用したシステムを県南部地域全体へと展開し、地域の防災力を高めていくためには、JAMSTEC および 防災科研の協力が欠かせません。
- 専門的知識を有するこれらの研究機関と、本県をはじめとする地方自治体が連携し、DONET が地方の津波避難対策により有効なシステムとなるよう、互いに協力して研究・実用化へと進めていくための体制の構築が求められています。
- また、平成28年3月および6月に発生した地絡障害により、現在、DONET の観測点の一部について運用を停止していますが、DONET の安定的な運用のためには、早急に原因を調査し、改修を行うことが必要です。
- さらに、今後も DONET を安定的に継続して運用するための予算とともに、DONET による観測精度の向上や、南海トラフ地震発生 of メカニズム解明等に資するために必要な防災科研における研究開発等の予算について、引き続き国による財政措置が必要となります。

事務担当 防災対策部防災企画・地域支援課

4 活断層調査の総合的推進

(文部科学省)

【提言・提案項目】 制度・予算

- 1 活断層調査の総合的推進をはじめとした地震調査研究をより一層推進すること。
- 2 中日本地域における「活断層の地域評価」等において、未確認の断層を含めた活断層の科学的調査をすみやかに実施し、調査結果を情報提供すること。

《現状・課題等》

- 本県は、平成7～16年度に文部科学省の交付金事業を活用し、国が選定した主要活断層帯（当時98断層帯、平成29年度現在113断層帯）のうち、県内に存在する養老・桑名・四日市、鈴鹿東縁、布引山地東縁、頓宮、木津川、伊勢湾の6断層帯について、国と県が分担して活断層調査を実施しました。
- さらに、平成17～19年度には、県単独事業として、名古屋大学との共同研究で県内全域の詳細な活断層地図（1/25,000）を作成しました。この調査過程の中で、七里御浜沿い（熊野市から新宮市まで）に活断層が存在する可能性を示す地形の存在が指摘されました。
- そこで、平成21～23年度に、上記の七里御浜沿いにおける地形・地質について、活断層の存在有無を明らかにすることを目的に、11本のボーリング調査を含む基礎調査を実施しました。当該地形の形成に、地震にともなう地殻変動が深く関与したことは明らかになりましたが、その震源、活動の具体的な時期や間隔、既往地震との関係については確認することができませんでした。
- 一方、政府の地震本部では、社会的・経済的に大きな影響を与えられ、M7以上の地震を引き起こす可能性のある主要活断層帯について、個別に「長期評価」を行ってきました。
- さらに、近年、M7未満の地震や主要活断層帯以外の活断層による地震によっても被害が生じていることから、個別の活断層を評価するだけでなく、その周囲の活断層にも評価対象を広げ、地域単位で活断層を総合的に評価する「活断層の地域評価」を行っており、平成29年度までに関東地域、中国地域、四国地域および九州地域の「地域評価」を公表しています。
- しかし、「活断層の地域評価」においても、活動度が低く活動した痕跡の残りにくい断層などについては、評価対象とされていない場合があります。本県が調査した七里御浜沿いにおける地形は住宅地付近を横切るように位置することから、その活動によって人的・物的被害の生じる可能性のある断層に関する評価を実施し、活断層の存在や推定される地震規模等について明らかにする必要があります。
- 中日本地域における「活断層の地域評価」等については、未確認の断層を含めた活断層を対象に加えた上で科学的調査をすみやかに実施するとともに、調査結果を情報提供することが必要です。

事務担当 防災対策部防災企画・地域支援課

5 三重県・「みえ防災・減災センター」と津地方気象台との連携強化の継続

(気象庁)

【提言・提案項目】**制度**・予算

「政府関係機関移転基本方針」に基づく、津地方気象台の防災支援等の機能の充実強化について、効果的な事業実施のため、企画段階からの連携や気象台からの講師派遣による支援など、人的支援での協力を今後も継続して行うこと。

《現状・課題等》

- 平成 28 年 3 月末、「政府関係機関移転基本方針」（以下「基本方針」という。）が内閣官房まち・ひと・しごと創生本部で決定され、本県から提案した気象庁の移転については移転検討の対象外となったものの、必要に応じ同庁と県は協議を続け、津地方気象台の防災支援等の機能の充実強化について検討し、同年 8 月末までに具体的な結論を得ることとされました。
- これを受け、平成 28 年 4 月以降、協議を重ね、本県と津地方気象台（以下「気象台」という。）との連携強化策として、県災害対策本部への気象台職員の派遣、県防災施策に関する研究会の設立、「みえ防災・減災センター」（以下「センター」という。）と気象台との連携等が決定されました。
- これを受け、平成 28 年 9 月、内閣官房まち・ひと・しごと創生本部が「基本方針」に基づき、「気象台の防災支援等の機能の充実強化」について、他の中央省庁分とあわせて公表しました。
- 一方、本県と国立大学法人三重大学は、平成 26 年 4 月にセンターを共同で設置し、県と大学が相互に連携・協力して、防災に関する人材育成・活用、地域・企業支援、情報収集・啓発、調査・研究等の事業を展開し、県内地域の防災力向上に取り組んでいます。
- また、気象庁においても、地域防災力向上を施策の一つとして、各地方気象台が自治体支援や住民への普及啓発を実施していますが、今回の連携を機に上記の事業を実施することで、気象台による地域防災力の向上がより効果的に行われることとなりました。
- 平成 29 年度は、防災講演会、お天気フェア（以上、気象台が担当）、風水害対策シンポジウム、地震対策シンポジウム（以上、センターが担当）を共催するとともに、センター主催の防災コーディネーター育成講座や市町防災担当者を対象とした防災研修で気象台による講義が行われました。
- さらに、平成 30 年度には、気象台から職員 1 名を受け入れ、センターの防災ハブ機能、シンクタンク機能を強化するとともに、新たに開始する「地域防災課題解決プロジェクト事業」において、センター、気象台、市町、県が連携して、地域の解決困難な防災課題に対して、効果的な解決手法の検討、地域でのワークショップによる実践・検証を行います。
- 「政府関係機関移転基本方針」に基づく、気象台の防災支援等の機能の充実強化について、効果的な事業実施のため、企画段階からの連携や気象台からの講師派遣による支援など、人的支援での協力を今後も継続して行う必要があります。

事務担当 防災対策部防災企画・地域支援課
関係法令等 災害対策基本法、三重県防災対策推進条例

6 地方創生を着実に推進するための高等教育機関の振興

(内閣官房、文部科学省)

【提言・提案項目】 **制度**・**予算**

1 地方への大学誘致による地方創生の推進

地方への大学・キャンパス・学部等の設置・移転（サテライトキャンパスを含む）を促進するため、施設整備等の財政支援や、大学間における単位互換制度及び教員配置に関する大学設置基準の弾力的な運用など大学にインセンティブが働く仕組みを構築するとともに、地方自治体が大学誘致のために実施する事業（例 まちづくり・道路整備、通学のための交通手段整備等）に対する国の財政支援制度を創設すること。

2 地方に配慮した大学改革

国公立大学の連携方策について、地方大学および地方自治体の意見もふまえながら制度設計がなされること。

《現状・課題等》

1 地方への大学誘致による地方創生の推進

- 平成 29 年 12 月に国が公表した「地方における若者の修学・就業の促進に向けて－地方創生に資する大学改革－」（最終報告）をふまえ、国では、地方へのサテライトキャンパス設置に関する調査研究事業を実施するなど、東京における大学の地方移転を促進することとしています。
- 平成 29 年度、大学進学を希望した県内高校生のうち 79.5%が県外の大学に進学しており、本県の大学進学者収容力は 37.5%（平成 29 年度）と低位であるなど、大学進学時の若者の県外への流出が深刻な課題となっています。
- このため、本県では、平成 30 年 1 月に県外の私立大学を対象にアンケート（249 校回答）を行ったところ、「新たに大学・キャンパス・学部等の設置（移転）を検討する場合の重視する事項」に対する回答として、「公共交通機関による交通アクセス」が 49 校、次いで「行政の支援（補助金交付、土地の提供等）」が 26 校ありました。また、「新たに大学・キャンパス・学部等の設置（移転）を検討する場合に行政に期待する事項」に対する回答として、「設置に必要な経費の助成」が 43 校、次いで「必要な土地の提供又は斡旋」が 37 校ありました。

- 今後、地方への大学・キャンパス・学部等の設置・移転（サテライトキャンパスを含む）を促進するにあたっては、大学が実施する施設整備等および地方自治体が大学誘致のために実施する事業（例 まちづくり・道路整備、通学のための交通手段整備等）に対する国の財政支援制度の創設が必要です。
- また、東京圏の大学等が遠隔地への新たな大学・学部等の設置・移転（サテライトキャンパスを含む）を行うにあたっては、新たな教育環境の構築（施設整備および体系的な授業科目整備に伴う教員配置など）が課題となっています。

2 地方に配慮した大学改革

- 国では、現在、中央教育審議会大学分科会将来構想部会において、2040年頃を見据えた高等教育の将来像を描くための審議が進められており、国立大学の一法人複数大学の導入や私立大学の学部単位等での事業譲渡など国公私立大学の連携方策について検討がなされているところです。
- 本県には、高等教育機関が14校あり、うち国立大学法人は、三重大学1校であることから、近接する国立大学法人に統合されることにより、経営の効率化だけでなく、将来的には大学における学部の再編や統合が進み、大都市部の国立大学への教育研究資源の集中につながるなど、地方の国立大学における独自性の希薄化が懸念されます。
- 三重大学は、若者を地域に留め置く機能（学生数約6,000名）、良質な雇用を創出する機能（職員数約1,700名）、経済主体としての機能（経済効果428億円）、研究成果を地域に還元する機能（同一県内企業および地方公共団体との共同・受託研究平成28年度実績件数東海地方3位）、教育機関として地域人材を育成する機能（防災人材、地域医療人材、地域づくり人材等）、地域の様々な主体とのハブとなる機能（防災ハブ機能、集落支援機能、研究開発拠点機能等）を発揮して、本県の地方創生および地域活性化に貢献しています。
また、三重大学では、学生の県内定着につなげるため、「地（知）の拠点大学による地方創生推進事業（COC+事業）」（文部科学省の補助事業）を活用して、地域志向を持った本県産業をリードする人材「三重創生ファンタジスタ」の養成等に県内全高等教育機関、県、23の企業・団体と連携して取り組んでいます。

さらに、平成 28 年 3 月に創設した「高等教育コンソーシアムみえ」（県内全高等教育機関と県で構成）においても、三重大学が中心となって、県内高校生等から進学先として選ばれるよう、「三重を知る」共同授業や単位互換協定に基づく他校の特色ある授業科目の履修など、高等教育機関相互の連携による高等教育機関の魅力向上・充実を図る取組を進めています。

- 一方、私立大学の連携・統合の議論にあっては、大学や法人の独立性や独自性が強い自律的な連携・統合が進みにくいことや、建学の精神の承継の観点から法人の自主性を尊重しつつどのように統合を促進するかが課題となっています。
- 国公立大学の連携方策について、地方大学および地方自治体の意見もふまえながら、地方の若者の教育環境が保たれるよう制度設計がなされることが必要と考えます。

事務担当 戦略企画部戦略企画総務課
関係法令等 学校教育法、国立大学法人法、地方独立行政法人法、私立学校法

7 地方創生を推進するための取組の強化

(内閣官房、内閣府)

【提言・提案項目】 制度・予算

一極集中が加速化している東京圏から地方への新しいひとの流れをつくり、地方における「しごと」と「ひと」の好循環を促進するため、地方創生の取組を一層強化すること

1 政府関係機関の地方移転

政府関係機関の地方移転については、今回限りの一過性のものとせず、今後も国家戦略として継続して検討し、新たな提案募集を行うなど、国が主体的に取り組み、地方移転を実現すること。

2 地方創生推進交付金の柔軟な制度運用

事業本数の緩和、申請額の上限撤廃や事業要件の緩和などの要件緩和をし、地方自治体が活用しやすい制度とすることに加え、先駆性のある取組だけではなく、人口流出の課題に対して、地方自治体が持続的に取組を推進できるよう地方創生先行型交付金において設定されていた基礎交付分に相当するような新たな一定規模の財政支援措置を講じること。

《現状・課題等》

- 平成 29 年度の内閣府による「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（以下「総合戦略」という。）の中間年における総点検において、「総合戦略」の基本目標②「地方への新しいひとの流れをつくる」については、2020 年時点で地方と東京圏の転出入を均衡させるという目標に対して、各種施策の効果が十分に発現するに至っていないと評価されています。
- 本県においても、平成 28 年 10 月に、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、地方創生関連交付金も活用しながら、地方創生の取組を推進していますが、15～29 歳の若者を中心に人口流出の歯止めがかかっていません。また、国立社会保障・人口問題研究所が、平成 30 年 3 月 30 日に発表した「日本の地域別将来推計人口」においても、本県の南部地域をはじめとする市町の人口減少率は、前回推計（平成 25 年）より増加しています。
- 平成 28 年 3 月に決定された「政府関係機関移転基本方針」に基づき、本県での（独）教員研修センター（現：（独）教職員支援機構）の研修実施や、津地方気象台との防災・減災に係る新たな連携が行われていますが、現在の国の取組は、2 機関の取組に対するフォローアップに留まっており、政府関係機関地方移転に係る新たな動きがみられません。
東京一極集中を是正し、地方創生の取組を進めていくため、新たな提案募集を行うなど、今後も国家戦略として政府関係機関の地方移転に継続して取り組み、国が自ら率先して強い意志で地方移転を実現する必要があります。
- 地方創生の取組を進めていくためには、国からの「情報支援」、「人材支援」に加え、地方創生推進交付金などの「財政支援」が不可欠です。地方創生推進交付金においては、申請事業本数や申請事業額に上限があり、申請額の上限が高い「先駆タイプ」については、自立性、官民協働、地域間連携、政策間連携の 4 つの要素が含まれる事業とされ、これまでも全国知事会等から要望している「自由度の高い」交付金となっていません。また、地方創生推進交付金の制度開始から 3 年目を迎え、人口流出に対する課題については、必ずしも先駆性のある取組だけが重要ではありません。地方自治体が財政規模に関わらず持続的に取組を推進できるよう地方創生先行型交付金において設定されていた基礎交付分に相当するような新たな一定規模の財政支援が必要です。

事務担当 戦略企画部企画課、政策提言・広域連携課
関係法令等 まち・ひと・しごと創生法

8 暮らしの安心を支える医療費助成制度の充実

(厚生労働省)

【提言・提案項目】 **制度**・**予算**

地方自治体が単独事業で実施している医療費助成について、以下の措置を講ずること。

- 1 国における早期の制度化と自治体負担分に対する十分な地方財政措置
- 2 医療機関の窓口での無料化（いわゆる現物給付）を実施する市町村に対する国民健康保険国庫負担金の減額措置の廃止

《現状・課題等》

- 1 本県内の全ての市町で、子どもや障がい者、ひとり親家庭等に対する医療費助成を行い、医療費の無料化が実施されています。また、本県は、医療を必要とする人々が安心して受診できるよう、医療費助成を行う市町に対して県費による補助をしていますが、地方財政措置はなく、そのための財政負担は、非常に重いものになっています。
国の医療制度を補完する形で、医療費助成制度が地方単独事業として全国47都道府県全てにおいて行われていますが、誰もが安心して適切な医療が受けられるよう、ナショナルミニマムの観点から、国の責任において取り組む必要があると考えます。
- 2 平成30年度から、未就学児までを対象とする医療費助成については、国民健康保険国庫負担金の減額調整措置が廃止されましたが、その他の部分については、引き続き減額措置が行われています。

〈参考1〉福祉医療費助成制度における支払方法

【都道府県数】

	子ども (H29)	障がい者 (H28)	一人親家庭等 (H29)
現物	23	21	21
償還	8 (本県含む)	15 (本県含む)	16 (本県含む)
併用	15	11	10
合計	46	47	47

〈参考2〉福祉医療費補助金の県決算額

【単位：億円】

	平成28年度決算	平成29年度決算（見込み）
子ども	23.2	22.9
障がい者	21.8	22.2
一人親家庭等	4.6	4.6
計	49.6	49.7

事務担当 医療保健部医務国保課
関係法令等 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令

9 地域の実情をふまえた医療介護総合確保基金（医療分）の確保

（厚生労働省）

【提言・提案項目】 制度・予算

地域医療介護総合確保基金の原資である「医療介護提供体制改革推進交付金（医療分）」について、以下の措置を図ること。

- 1 地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業に重点化することに限らず、地域医療ニーズを確保できるように、地域の実情に応じた創意工夫ができる仕組みとすること。
- 2 今後増加が見込まれる施設整備等の需要に対応できるように、将来にわたり十分な財源を確保すること。

《現状・課題等》

- 1 地域医療介護総合確保基金の原資である「医療介護提供体制改革推進交付金（医療分）」については、平成 27 年度から、地域医療構想の達成に向けた医療機関の施設又は設備の整備に関する事業に重点化することとされ、事業区分毎の額の調整も認められなくなりました。

本県では在宅医療提供体制の整備が十分でないこと、医師・看護職員が不足していることから、社会保障・税一体改革大綱（平成 24 年 2 月 17 日閣議決定）で提示されている「病院・病床機能の分化・強化」を進めていくためにも、これらに対する取組が極めて重要と考え、施策を推進しているところです。しかし、この重点化方針によって、旧国庫補助事業からの振替事業をはじめ、地域医療を維持していく上で真に必要な事業が継続できなくなることが危惧されます。

- 2 病床機能報告制度により報告された本県の回復期の病床数は、平成 27 年度の 1,417 床が、平成 28 年度は 1,754 床と増加傾向にあります。一方、地域医療構想策定支援ツールにより算出した 2025 年における回復期の必要病床数は 4,378 床であり、現時点で 2,624 床が不足している状態となっていることから、回復期機能の一層の充実が必要となっています。

地域医療構想の実現に向け、本県では病床機能の分化と連携を進めています。各医療機関では高齢化による疾病構造の変化に伴う医療ニーズの変化や、診療報酬の改定などによる経営上の影響等を見ながら機能転換等が進められると考えられます。このため、今後、病床機能転換等の施設整備の需要が増大すると考えています。

事務担当 医療保健部医療保健総務課・地域医療推進課

関係法令等 地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律、医療法

10 地域医療提供体制の充実に向けた支援

(厚生労働省)

【提言・提案項目】制度・**予算**

- 1 医療提供体制推進事業費補助金について、平成 23 年度以降、当初事業計画額を大幅に下回る交付決定が続いており、地域医療提供体制の確保に大きな支障をきたしている。各都道府県の事業計画規模をふまえた十分な予算額を確保すること。
- 2 医療提供体制推進事業費補助金の対象となるドクターヘリ導入促進事業、救命救急センター運営事業については、重篤な救急患者に対する三次救急医療を安定して提供するために必要不可欠であるため、新たな補助金としての再構築や補助基準額の引き上げ等により財政支援を拡充すること。

《現状・課題等》

- 1 救急医療、周産期医療をはじめとする医療提供体制の確立に不可欠な補助金である医療提供体制推進事業費補助金は、事業計画額に対する内示率が低下傾向であり、地域医療提供体制の確保について厳しい状況が続いています。医療提供体制推進事業費補助金が減額されることにより、救命救急センターの運営や周産期母子医療センターの NICU 施設設備の更新等、県民の命に直結する事業を実施する医療機関に大きな負担が生じているため、各都道府県の事業計画規模をふまえた十分な予算確保が必要です。
- 2 ドクターヘリについては、平成 28 年度に補助基準額の引き上げが行われました。しかしながら、ドクターヘリ導入促進事業については医療提供体制推進事業費補助金総額に占める割合が高いため、補助基準額どおりの配分を行うことにより、他事業への配分が困難になっています。このため、ドクターヘリ導入促進事業については新たな補助金としての再構築が必要です。
本県では、県立総合医療センター、市立四日市病院、三重大学医学部附属病院、伊勢赤十字病院の 4 病院が救命救急センターとして指定され、重篤な救急患者等への対応を行っています。救命救急センターでは、重篤な救急患者の 24 時間 365 日の受入に必要となる医師等の医療人材の確保等により不採算が生じています。限られた医療資源の中で、安全・安心な医療を提供するため、救命救急センターの運営に対する補助基準額の引き上げが必要です。

事務担当 医療保健部地域医療推進課

関係法令等 救急医療対策事業実施要綱、医療提供体制推進事業費補助金交付要綱、救急医療用ヘリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法

11 災害時の医療提供体制の整備

(厚生労働省)

【提言・提案項目】 **制度**・**予算**

- 1 災害時の医療提供体制の充実を図るため、災害派遣医療チーム（DMAT）研修の受講を希望する医療機関に対して、研修の開催場所の拡充を含めて研修の受講機会を確保すること。
- 2 災害時における診療や投薬等の医療サービスを迅速に提供するため、保険者が保有するレセプト情報等の個人情報を、災害医療を担う医療機関等へ提供することができるようガイドラインなどにより明確化すること。

《現状・課題等》

- 1 平成 30 年 3 月末現在、DMAT を保有する本県の医療機関は 15 病院で、活動可能なチームは 26 チームとなっています。DMAT を 1 チームしか保有していない災害拠点病院では、DMAT 隊員の異動に対応できるよう早急に隊員を養成する必要があります。また、大規模災害の発生に備え、災害拠点病院の DMAT 保有数を増やす必要があります。DMAT として活動するためには、DMAT の質の維持および向上を図る目的で、厚生労働省が開催する「日本 DMAT 隊員養成研修」を修了するか、都道府県が独自に開催する同等の研修を修了する必要があります。しかしながら、県が厚生労働省と同等の研修を独自に開催することは困難であることや、厚生労働省の研修は開催回数が限られ、受講枠が十分に確保されていないことから、受講を希望する全ての医療機関に対して研修の受講機会を確保する必要があります。
- 2 東日本大震災では、大規模な津波により医療機関が被災し保有する患者情報が消失したため、被災した患者が医療救護所や避難所、避難先の医療機関等で受診する場合に既往歴や投薬歴等の確認ができず、診療や投薬など医療サービスの提供に困難が生じました。
災害等による医療情報の消失への対策としては、医療機関等が患者情報を離れた場所にバックアップすることなどが有効ですが、診療所等においては費用面での負担が大きいため、保険者が保有するレセプト情報を活用することが有効です。しかし、レセプト情報については、個人情報の保護に関する法律に基づき、第三者への提供が制限されています。

事務担当 医療保健部地域医療推進課

関係法令等 日本 DMAT 活動要領、個人情報の保護に関する法律

12 妊婦健康診査における歯科健康診査の実施

(厚生労働省)

【提言・提案項目】 **制度**・**予算**

妊娠中に適切な口腔管理が行われ、母体や胎児の健康の保持増進を図ることにより、安心して妊娠・出産ができるよう、妊婦健康診査における検査項目に歯科健康診査を追加すること。

《現状・課題等》

- 妊娠中は体調や生活習慣の変化により、歯科口腔疾患に罹りやすく、重症化すると早産の危険性を高める要因となります。また、産後においても、母親の口腔状態が悪いと、児が歯科口腔疾患に罹る危険性が高まるなど、妊娠中に適切な口腔管理が行われることが非常に重要です。このことから、本県では、平成 30 年 3 月に策定した「第 2 次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画（計画期間：2018 年度～2022 年度）」において、県内全ての市町で妊婦歯科健康診査の取組が実施されることを目標としているところです。
- また、「母性、乳幼児に対する健康診査及び保健指導の実施について」（平成 8 年 11 月 20 日付け児発第 934 号厚生省児童家庭局長通知）においても、妊娠時の健康診査については、妊娠月週数に応じた問診、診察および検査計測により、母・児の障害予防に重点をおき、歯科疾患にも注意することや、妊娠中の歯口清掃法、歯科健康診査受診の励行等について指導することなど、妊娠時における口腔管理の重要性が示されています。
- しかしながら、妊婦健康診査における標準的な検査項目について発出された、「妊婦健康診査の実施について」（平成 21 年 2 月 27 日付け雇児母発第 0227001 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長通知）の中で、公費負担にあたって望ましい妊婦健康診査の項目等に、歯科健康診査の項目は示されていません。財政事情等により、各市町の取組に差があるのが現状であることから、全ての妊婦が安心して妊娠・出産ができるよう、歯科健康診査を妊婦健康診査の検査項目に追加することが必要です。

(参考) 三重県における妊婦歯科健康診査の状況

	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
実施市町数	6 / 29 市町	8 / 29 市町	11 / 29 市町	11 / 29 市町	13 / 29 市町

事務担当 医療保健部健康づくり課
関係法令等 母子保健法

13 難病対策の充実と円滑な実施

(厚生労働省)

【提言・提案項目】 制度・予算

- 1 地方自治体における難病対策が円滑に実施できるよう、情報提供や意見交換の機会の提供はもとより、制度の運用を遅滞なく、計画的に進めること。また、都道府県に過度の事務負担を課さないこと。
- 2 指定難病の調査・研究はもとより、指定難病でない難病においても、発病の機構、診断および治療方法に関する調査・研究を推進し、早期にその病態解明等を図ること。
- 3 長期にわたり疾病の療養を必要とする児童等が成人しても切れ目のない医療が受けられるよう、特定医療費と小児慢性特定疾病医療費の一体化について検討すること。

《現状・課題等》

- 1 「難病の患者に対する医療等に関する法律」(以下「難病法」という。)が平成27年1月1日から施行され、平成30年1月1日から本格実施となりました。今後も引き続き、医療機関等の混乱や都道府県の過度の事務負担等を招くことのないよう、制度の運用を計画的に進めていく必要があります。
- 2 指定難病の調査・研究および対象疾病の見直しについて、引き続き検討を行っていく必要がありますが、「患者数が多い」あるいは「診断に関し客観的な指標による一定の基準が定まっていない」等の理由で指定されない難病で苦しんでいる方も多くいます。高額な医療費や長期の治療継続等で患者の支援が必要である状況については指定難病と変わりません。現在指定難病でない難病においても、指定を受けるためには、少なくとも発病の機構、診断および治療方法に関する調査・研究を推進し、早期に診断基準や治療方法の確立等を図る必要があります。
- 3 I型糖尿病のように、小児慢性特定疾病医療費の対象疾病であっても、指定難病に指定されていない難病が多数あるなど、長期にわたり疾病の療養を必要とする児童等が、成人に達すると指定難病に指定されていないことから、医療費助成等の支援を受けられない状況があります。成人と小児とで準拠する法律が異なるために整合が図られていないおそれがあり、患者個人に着目した連続性のある制度設計が必要です。

事務担当 医療保健部健康づくり課

関係法令等 難病の患者に対する医療等に関する法律、児童福祉法

14 がん診療連携拠点病院におけるPDCAサイクルの確保に係る全国基準の早期提示

(厚生労働省)

【提言・提案項目】 **制度**・予算

がん診療連携拠点病院については、がん医療の均てん化を図るために全国一律で指定要件が定められており、PDCAサイクルの確保もその要件の1つとなっているが、全国的な基準となる指針や評価指標等が明確に示されておらず、各都道府県が個々に取り組んでいる状況である。そのため、がん医療の均てん化をより促進するため、全国的な基準となる指針や評価指標等を早期に示すこと。

《現状・課題等》

- がん診療連携拠点病院については、平成26年1月に指定要件等にかかる指針が示され、診療実績にかかる数値基準の設定や医療従事者配置要件の厳格化が図られました。その際、院内のPDCAサイクルの確保が指定要件として追加されました。
このため、本県では県拠点病院である三重大学医学部附属病院が中心となり、県内で統一した評価に基づくPDCAサイクルの確保のための体制を整備し取り組んでいるところですが、全国的な統一基準に基づくPDCAサイクルの確保に向けた指針や具体的な評価指標等が明示されていないため、各都道府県によって様々な取組が行われており、がん医療のさらなる均てん化を図る上で、好ましい状況とはいえません。
また、がん診療連携拠点病院の指定にかかる次期更新申請は、平成30年秋頃になる見込みです。指定要件等にかかる指針は、平成30年6月～7月頃の改正に向け、今後国において議論されると聞いていますが、PDCAサイクルの確保に係る全国的な基準となる指針や具体的な評価指標等を早期に示すことで、各がん診療連携拠点病院が評価・検証等を行うための準備期間を十分に確保することが必要です。

事務担当 医療保健部健康づくり課
関係法令等 がん診療連携拠点病院等の整備に関する方針

15 健康増進法の改正（「望まない受動喫煙」対策）に伴う円滑な運用に向けた制度設計と予算の確保

（厚生労働省）

【提言・提案項目】 制度・予算

健康増進法の改正による「望まない受動喫煙」対策に際しては、地方自治体において業務が円滑に実施できるよう、情報提供や意見交換の機会の提供はもとより、制度設計を早期に行い、全体の運用を遅滞なく計画的に進めること。また、制度の運用にあたって、安定的な予算確保に努めること。

《現状・課題等》

- 現在検討されている「健康増進法第 25 条」の改正に係る受動喫煙防止対策の強化については、2020 年東京オリンピック・パラリンピックまでに段階的に施行されることとなっています。各都道府県等においても改正に伴って業務が発生しますが、県民や飲食店関係者等への周知の期間が十分に確保されないことにより、混乱や都道府県の事務負担を招くことが懸念されます。
- 制度の詳細や運用方法等が明らかにならないと、業務量や必要な人員数が把握できず、実施体制の整備に着手することができないため、円滑に制度を導入することができなくなります。また、施行までの期間が限られている中、円滑に制度を運用するためには、早期の制度設計と十分な情報提供、労働局等の国の関係機関との連携が必要です。
- 制度の導入および運用にあたっては、人員の確保や体制整備等、都道府県において継続的な財政負担が発生すると考えられることから、安定した財政的措置が必要です。

事務担当 医療保健部健康づくり課
関係法令等 健康増進法、労働安全衛生法

16 予防接種の推進

(厚生労働省)

【提言・提案項目】 **制度**・予算

厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会の第二次提言で推奨されている7ワクチンのうち、定期接種化されていないおたふくかぜワクチンの他、薬事承認されたロタウイルスワクチンについて、早期に定期接種化を図ること。

《現状・課題等》

- 厚生科学審議会感染症分科会予防接種部会の第二次提言で推奨されている7ワクチンのうち、定期接種化されていないおたふくかぜワクチンの他、薬事承認されたロタウイルスワクチンの接種については、県内の一部市町（おたふくかぜワクチン13市町、ロタウイルスワクチン11市町；平成29年8月調査）において、住民のニーズを受け、自主財源で実施しています。
- おたふくかぜワクチンの他、薬事承認されたロタウイルスワクチンについても、感染拡大の防止、個人の重症化防止を図るため、早期の定期接種化が必要です。

事務担当 医療保健部薬務感染症対策課
関係法令等 予防接種法

17 結核医療提供体制の推進

(厚生労働省)

【提言・提案項目】 **制度**・**予算**

結核病床の維持、確保を図り、入院が必要な結核患者に対し、適切な医療を提供する体制を整備するため、結核病床の運営に対して、財政的支援を行う制度を創設すること。また、結核医療を担う医師を計画的に育成するための財政的支援や結核の専門医を養成する仕組みを構築すること。

《現状・課題等》

- 結核患者数の減少による結核病床の利用率の低下や結核医療を担う医師の減少によって、結核病棟の維持が困難になるとともに、医療アクセスが悪化している地域もあることから、患者にとって適切な医療提供体制の確保に努める必要があります。
- 国は、2020年までに、結核罹患率10（人口10万人対）以下の低まん延国をめざしていますが、平成28年の結核罹患率は13.9、新規登録患者数は17,625人と依然として結核は我が国最大の慢性感染症です。本県においても、平成28年の結核罹患率は13.3、新規登録患者数は241人で、近年は横ばいで推移しています。
- 結核の治療にあたっては、適切な医療が提供されないと、疾患の治癒が阻害されるだけでなく、治療が困難な多剤耐性結核の発生に至る可能性があるため、適切な医療の提供が公衆衛生上も極めて重要です。さらに、結核患者の多くは高齢者であり、合併症を有する者が多く、治療形態が多様化していることから、患者の身近な地域で個別の病態に応じた治療が受けられる地域医療連携体制の整備が重要です。
- 本県では、結核病床を結核医療の拠点となる医療機関に整備し、ユニット化も実施しています。また、その他5か所の医療機関にモデル病床を整備し、ほぼ二次医療圏毎に結核患者の入院医療の確保に努めています。しかし、全国的な傾向と同様に、結核病床の利用率は低下し、その維持が難しくなっています。
- また、結核医療を担う医師の減少により、その確保が非常に難しい状況であり、このままでは、結核患者に対する適切な医療の提供ができなくなることが懸念されます。
- 今後、結核医療を継続していくためには、結核病床の運営に対する財政的支援を行う制度の創設が必要です。また、結核医療を担う医師を計画的に育成するため、研修会への参加などに対する財政的支援や新専門医制度に結核のサブスペシャリティ領域を創設するなど仕組みの構築が必要です。

事務担当 医療保健部薬務感染症対策課、地域医療推進課
関係法令等 医療法、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律

18 骨髄提供者に対する支援

(厚生労働省)

【提言・提案項目】 **制度**・**予算**

骨髄提供しやすい環境整備を推進するとともに、全国一律のドナー支援補助制度を創設すること。

- 1 企業や事業所において、広くドナー休暇制度が導入されるよう、制度の導入を促進するための方策を講ずること。
- 2 ドナーが骨髄等の提供に伴う入院や通院などのために休業する場合の補助制度を設けること。

《現状・課題等》

- 1 平成 30 年 1 月末現在の全国のドナー登録者数は 48 万人を超え、移植希望患者とのHLA適合率は 9 割を超えていますが、移植率は 6 割程度にとどまっており、ドナーが見つかって移植に結びついていない状況があります。

ドナーの健康上の理由以外では、仕事の都合がつかない等により、4 割の方が提供を断念しています。

一方、ドナー休暇やボランティア休暇などの特別休暇制度を整備し、従業員の骨髄等の提供を後押ししているのは、官公庁や大手企業の一部に限られ、ほとんどの中小企業や小規模企業には休暇制度が普及しておらず、自営業者やパート・アルバイトで働く人、主婦などについては、休暇制度そのものはありません。

骨髄移植を必要とする方が、1 人でも多く移植できるよう骨髄提供率を向上させるためには、骨髄提供しやすい環境整備が必要であり、企業等に対して「骨髄ドナー休暇制度」の理解度を深める普及啓発を進めていくなどの取組が必要です。

- 2 あわせて、骨髄提供のための通院や入院のための休業等を補う支援制度を設け、提供のために仕事を休むとその分だけ減収になるドナーの経済的・精神的な負担軽減を図ることが必要です。なお、平成 30 年 1 月現在、32 都府県の 320 市区町村でドナー支援補助制度を導入しています（本県においても 5 市が導入）。

骨髄バンク事業は、全国の患者・ドナーを対象としているもので、自治体の枠組みを超えた事業であるため、ドナーへの支援は都道府県や市町村で個別に実施するものでなく、全国統一的に実施することが望ましいものであり、国において制度化すべきと考えます。

事務担当 医療保健部薬務感染症対策課

関係法令等 移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律

19 匿名加工医療情報の利活用の促進

(内閣官房)

【提言・提案項目】 **制度**・予算

健康・医療に関する先端的研究開発及び新産業創出を促進し、もって健康長寿社会の形成に資することを目的に、「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律」(次世代医療基盤法)が施行されたところであるが、三重大学医学部附属病院が構築する約30万人規模の医療情報データベースについても、地域における製薬企業等との共同研究等ヘルスケア産業の成長促進のための利活用が可能となるよう、同法に基づく認定事業者の認定要件として必要な医療情報の規模は、30万人以上でも可とすること。

《現状・課題等》

- 三重大学医学部附属病院では、県内に整備されている医療系ネットワークを活用し、大規模災害時における医療情報喪失防止のためのバックアップ体制の構築、地域医療の適切化・均てん化のための医療機関間の切れ目のない連携を目的とし、さらに、収集した医療情報の匿名化による利活用も念頭に、患者等の医療情報(病名、検査、治療、レセプト、DPC情報等)を統合した医療情報データベース(以下「みえDB」という。)を構築しているところです。

このみえDBは、大学や国内外企業等による、より安心安全な医薬品等の創出、企業や研究機関の県内への立地促進、雇用の拡大等県内経済の活性化に資するものとして、医療関連産業の成長促進等ヘルスケア産業の振興のために本県が策定した「みえライフイノベーション総合特区計画」(平成24年11月30日内閣府認定、平成29年3月27日最終認定)の主要事業の一つとして位置づけており、みえDBには平成30年3月13日時点で県内9医療機関が参加し、約32.7万人分(県民の約18%)の情報が収集されています。

- 平成29年5月に「医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律」(次世代医療基盤法)が公布(平成30年5月施行)され、同法の認定を受けた者(認定匿名加工医療情報作成事業者)でなければ、医療情報の利活用を目的とした収集や匿名加工および提供を行うことができなくなりました。

このため、三重大学医学部附属病院が、新薬等の研究開発に取り組む企業等にみえDBに基づき匿名化した医療情報を提供するためには、同病院が同法に基づく国の認定を受けることが必要となりますが、認定要件の一つとして、「医療情報の規模が、認定事業開始時点において年間100万人以上であり、かつ、事業開始後3年目において年間200万人以上に達すること」が求められています。

事務担当 医療保健部ライフイノベーション課

関係法令等 医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律(次世代医療基盤法)

20 希望がかなう少子化対策 (その1：家族形成に向けての支援)

(内閣府、文部科学省、厚生労働省)

【提言・提案項目】 制度・予算

本県では、少子化対策をはじめとする子ども・家庭政策に係る中期的な計画である「希望がかなうみえ 子どもスマイルプラン(平成27年度～31年度)」に基づき、結婚や子どもを持つこと、子育てについて理想と現実のギャップを埋め、「結婚・妊娠・子育てなどの希望がかなう、全ての子どもが豊かに育つことのできる三重」の実現をめざして、2つの総合目標と14の重点的な取組に数値目標を設定し、ライフステージごとに切れ目のない取組を進めています。

2020年をめどに少子化のトレンドを変えるためには、特に「少子化対策集中取組期間(平成27年度から5年間)」は、地域の実情に応じたきめ細かな取組と併せて、体制整備や制度構築、機運の醸成など全国的な取組を継続的かつ総合的に進める必要があります。

また、「一億総活躍社会」を実現するためにも、地方からのさまざまな取組の活性化が重要です。

1 ライフプラン教育の推進

小中高の児童生徒、大学生や企業の若手社員等が、妊娠・出産の適齢期や不妊などに関する医学的に正しい知識を持つとともに、家族の大切さなどについて考えるきっかけとなるよう、ライフプラン教育・キャリア教育を全国的に進めること。

《現状・課題等》

○ 家族のつながりや地域の結びつきが弱くなる中、子どもたちが、家庭を築くことや家庭生活、家族の大切さなどについて考える機会が少なくなっています。また、医学的見地から妊娠・出産には適齢期があることが十分に知られていません。

このため、本県では、高校生を対象に、ライフプランや結婚、子育てをテーマとした講演会や保育実習の実施を支援しています。また、中高生や大学生、企業の若手社員等を対象に、性や妊娠・出産に関する正しい知識を普及するため、産婦人科医等の専門家の派遣や、思春期ライフプラン教育を実施する市町への補助等を行っています。

子どもたちを含めた若い世代に、性や妊娠・出産に関する医学的に正しい知識や自らのライフプランを考える機会等を提供することが必要です。

事務担当 子ども・福祉部少子化対策課、子育て支援課、教育委員会事務局高校教育課、小中学校教育課、保健体育課
関係法令等 少子化社会対策大綱、地域少子化対策重点推進交付金交付要綱

20 希望がかなう少子化対策 (その2：妊娠・出産前後の支援)

(厚生労働省)

【提言・提案項目】 制度・予算

2 不妊に悩む家族への支援

- (1) 特定不妊治療や人工授精に対する医療保険適用等経済的支援の拡充を図るとともに、不育症に対する助成制度を創設すること。
- (2) 多様な治療方針に対応できるよう、特定不妊治療費助成の対象となる治療の範囲を見直すこと。
- (3) 小児・思春期・若年がん患者の妊孕性（生殖機能）温存治療（精子・卵子・卵巣の凍結）への経済的支援の制度を創設すること。
- (4) 仕事をしながら不妊治療が受けられるよう、不妊治療のための休暇を取得しやすい環境を整備するため、治療に関する正しい知識の普及を通じて周囲の理解を促し、企業における休暇制度の導入を働きかけること。

3 周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援

- (1) 助産師の確保および養成に向けて、助産師出向システムの制度化の推進や助産師の人員配置に関する基準の明確化を行うこと。
- (2) リスクの高い妊産婦の分娩管理や、新生児に対する集中治療等の周産期医療を提供する二次医療機関に対する補助制度を創設すること。
- (3) NICU等長期入院児の在宅医療を促進するため、家族の要請に応じて重症児を一時的に受け入れるレスパイト病床の確保、運営等への財政措置を拡充すること。

《現状・課題等》

2 不妊に悩む家族への支援

- 初回の特定不妊治療に限り助成額が30万円に拡充され、特定不妊治療の一環として行われる男性不妊治療についても15万円の助成が創設されましたが、一般的に一回の特定不妊治療にかかる費用は、数十万円と高額であり、治療を受ける夫婦の経済的負担は大きいと言えます。本県では、夫婦合算所得が400万円未満の夫婦に対して、上限10万円の上乗せ助成を行う市町への補助を行っていますが、国においてもさらなる助成額の引き上げや医療保険適用など、一層の負担軽減策が必要です。
また、夫婦合算所得400万円未満の方に対し、本県では、一般不妊治療（人工授精）や不育症治療に係る助成を行う市町への補助を行っていますが、国においても治療費の医療保険適用および助成制度の創設を含めた負担軽減策が必要です。
- 特に30歳台後半の特定不妊治療においては、第2子以降の治療を見据えて採卵を繰り返し、受精卵を貯め込んだ上で凍結胚移植を行うという治療方針による治療が多く行われていますが、現在の治療ステージの考え方ではこういった治療への助成が十分に行えません。そのため、治療ステージの見直しや、初回治療に限らない助成額の拡大が必要です。

- 40歳未満でがんと診断される人は本県では約100人、国内で年間約2万3千人いるとみられます。がんの治療の影響で、がんが治っても妊娠・出産が難しくなる場合がありますが、現在では、妊孕性温存治療にて、将来子どもをもてる可能性がある時代となっています。
- 妊孕性温存治療において、精子の凍結は約2万円、卵子・卵巣の凍結には20万から60万円、また保存にも費用がかかり、がん治療費用も含め経済的負担は多大です。本県では、昨年8月以降の実績から年間10人が治療を受けると推測されます。全国では、温存治療を希望する女性の患者は年間約2,600人と推計され、経済的支援があればさらに増えると推測されます。将来子どもを産み育てることを望む方の希望をかなえるためにも、がん治療医と生殖医療医の医療連携体制の構築を促進するとともに、公的助成制度の創設が必要です。
- 不妊は女性だけでなく男性に原因があることもあります。不妊治療は、妊娠・出産まで、あるいは治療をやめるまで続きます。また排卵周期にあわせた通院が必要なため、予定が決まらず、精神面での負担、ホルモン剤投与による体調不良も生じやすく、仕事との両立が難しい現状があります。

平成29年度厚生労働省実施の「不妊治療と仕事の両立に係る諸問題についての総合的調査」によると、不妊治療に対する支援制度のある企業は9%しかありません。不妊治療を行う従業員の多くが休暇制度や柔軟な勤務を可能とする制度、利用しやすい環境づくりを求めており、企業に対して勤務と治療の両立支援に向けた働きかけが必要です。

3 周産期医療体制の充実と在宅での療育・療養支援

- 助産師には医療法上の配置基準が定められておらず、本県における就業助産師は410人（平成28年末）で、人口10万人あたり22.7人と全国平均（28.2人）を大きく下回っており、就業先や地域間の偏在も生じています。また、平成26年度に県が実施した調査では、約150人の就業助産師が混合病棟等で勤務しており、分娩に関わる機会が少ないという結果でした。

助産師の就業先偏在の是正や助産実践能力の強化を図るためには、助産師出向システムの制度化の推進や助産師が自立して正常分娩に関わることのできる院内助産システムの導入を推進していく必要があります。さらに、助産師の総数確保に向けて、医療機関における助産師の配置に関する基準を明確にすることが必要です。
- ハイリスク妊産婦の分娩管理や、ハイリスク新生児の集中治療等は、主に県が指定する周産期母子医療センターにおいて実施されています。しかし、周産期母子医療センターまで距離があり、搬送に時間を要する地域では、リスクの高い妊産婦等への対応を地域の二次医療機関等において実施しています。平成28年の周産期死亡率が全国最下位となる中で、本県では、医療機能の分担を進め、死亡率改善に向けた取組を進めていますが、周産期医療を提供する二次医療機関等については、医療従事者の配置等、多額の運営経費を必要とすることから、その運営に対する財政支援が必要です。

- 高度な医療技術により重症児の在宅での生活が可能となりましたが、ケアを行う家族の身体的、精神的な負担が大きくなっており、レスパイト施設の整備充実に対し強い要望があります。しかしながら、本県では受入が可能なレスパイト施設は4施設のみで、医療的ケアが必要な重症例は特に受け入れられる施設が限られており、利用できないことが問題となっています。

NICU等長期入院児の在宅医療中の定期的医学管理および家族支援を目的とする日中一時支援事業の補助基準額の増額や補助率の嵩上げ等により、身近なところでレスパイトを受け入れる医療機関等における家族支援の体制整備を促進する必要があります。

事務担当 医療保健部地域医療推進課、子ども・福祉部子育て支援課
関係法令等 少子化社会対策大綱、地域少子化対策強化交付金交付要綱、母子保健法、母子保健医療対策等総合支援事業実施要綱、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（育児・介護休業法）、周産期医療対策事業実施要綱、医療提供体制推進事業費補助金交付要綱、保健師助産師看護師学校養成所指定規則

20 希望がかなう少子化対策

(その3：子どもの成長を支える社会づくり①)

(内閣府、文部科学省、厚生労働省)

【提言・提案項目】 **制度**・**予算**

4 幼児教育・保育の充実

- (1) 子ども・子育て支援新制度の推進に必要な財源の確保および教育・保育の無償化の適切な仕組みづくりを行うこと。
教育・保育の無償化を進めるにあたっては、その財源負担を含め、国の責務として取り組むこと。
また、無償化により新たな教育・保育の需要が喚起されることが想定されるため、同時に施設整備や保育士確保による受け皿の整備を進める必要があり、地方自治体が地域の実情に応じて取組を推進できるよう、十分な財政措置を行うこと。
- (2) 平成29年度に構築されたキャリアアップの仕組みによる保育士等の処遇改善制度について、現場の状況に応じたより柔軟な対応が可能となるよう見直すとともに、要件とされている研修受講を促進するため、十分な代替職員の配置を可能とするなど受講しやすい環境づくりを支援すること。
また、新制度に移行していない私立幼稚園における人材確保のため、処遇改善の統一した仕組みを国が明確に示すこととともに、新制度に移行した私立幼稚園と同様、園に負担を求めない仕組みとなるよう制度改善を図ること。
- (3) 年度途中入所が多い低年齢児保育を充実させるため、年度当初から保育士の加配が可能となるよう、施設型給付費などの公定価格を見直すこと。
- (4) 発達障がいをはじめとする特別な支援や配慮を要する障がい児に対する適切な保育や支援を実施するため、障がい児保育を行う職員の指導にあたる専門職の配置など、障がい児保育施策等の充実を図ること。
また、私立幼稚園・認定こども園における特別支援教育についても、一層の充実を図ること。
- (5) アレルギー除去食などの対応が求められ、人員不足が課題となっている調理員の保育所等への配置基準の見直しを行うこと。
- (6) 家庭環境に配慮を要する児童が多く入所する園に対して保育士加配の支援を行う事業の充実を図ること。
- (7) 野外体験保育には子どもの豊かな育ちに一定の効果があると考えられることから、自然体験を通じて子どもの「生き抜いていく力」を育むことを主眼とした取組の普及啓発や人材育成を進めること。

《現状・課題等》

- 子ども・子育て支援新制度においては、消費税増収分から充当される7千億円程度を含め、追加の恒久財源を確保し、全ての子ども・子育て家庭に、幼児教育、保育、地域の子ども・子育て支援の質・量の拡充を図るとしてあります。平成29年6月には新プラン「子育て安心プラン」が発表され、さらに12月に閣議決定された「新しい経済政策パッケージ」においては、「子育て安心プラン」を2年前倒しし、2020年度末までに約32万人分の受け皿整備を行って待機児童を解消した上で、2022年度末までに女性就業率80%に対応できるようにするとされています。これらの取組の着実な推進には、その財源確保が緊急、不可欠な要件です。

- 幼児教育・保育に係る予算は、現在所管省庁が内閣府、文部科学省、厚生労働省と分かれていることから、施設整備などの事業を進めるにあたって、予算確保のアンバランスや事務の煩雑さなど、さまざまな問題が起こっています。
特に、認定こども園については、一つの施設整備であるにもかかわらず、補助金の交付元が保育所部分と幼稚園部分で分かれており、申請にあたっては共用部分を按分して積算するなど、非効率な事務作業が発生しています。
また、文部科学省分の予算は圧縮がかかるなどして十分に確保されておらず、施設整備の推進に支障をきたす場合があります。
新制度の取組は、制度の所管とともに、予算についても関係省庁で一元化することが必要です。

- 「新しい経済政策パッケージ」では「子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変えるため、幼児教育の無償化を一気に加速する」として、その詳細な対象範囲等について平成30年夏頃までに結論を出した上で、平成31年度から段階的にスタートするとしています。
次代を担う子どもたちに対する幼児教育・保育の無償化は国の責務であり、その財源を十分に確保することが必要です。
また、無償化を進めるにあたっては、同時に保育士確保などの取組が必要不可欠であり、地方自治体が地域の実情に応じて取組を推進できるよう、十分な財政措置を行うことが必要です。

- 平成29年度に構築された、研修による技能の習得や職責に応じて保育士等の処遇改善が行われる仕組みは、その加算額の配分方法が複雑かつ硬直的であり、必須とされる研修についても、経験年数概ね7年以上の保育士については4分野60時間以上と、相当数の研修日数を要するため、現場から改善を求める要望が多く寄せられています。
その仕組みや要件を各園の実情に応じてより柔軟に対応できるものとし、研修受講については代替職員加算ではなく、非常勤保育士の配置を可能とするなど、保育士が受講しやすい環境づくりへの支援が必要です。
また、新制度へ移行していない私立幼稚園については、その処遇改善の基準となるベースアップの率などを各都道府県で設定することとしている上、ベースアップ部分の全額と、更なる処遇改善部分の1/2を園で自己負担する仕組みになっており、少子化の影響などで経営環境の厳しい私立幼稚園にとって、大きな負担となっています。
国は、子ども・子育て支援3法案の附帯決議（「新たな給付として創設される施設型給付を受けない幼稚園に対する私学助成及び幼稚園就園奨励費補助の充実に努める」）に基づき、新制度に移行していない私立幼稚園についても、移行した園と同様に支援するため、園に負担を求めない処遇改善の制度を構築する必要があります。

- 本県の待機児童は、平成29年4月1日現在の100人から10月1日現在では452人と、年度の途中で大幅に増加しています。そのうち低年齢児（0～2歳児）が443人で98.0%を占めており、年度途中で低年齢児保育の需要が高まる状況です。年度途中で保育士の確保が難しい中、保育士配置基準の高い低年齢児保育のニーズに対応するには、年度当初から保育士を加配することが必要です。

- 保育所に入所する発達障がいをはじめとする特別な支援や配慮を要する障がい児が増加するとともに、その児童を受け入れる保育所も増加しています。障がい児一人ひとりに適応した保育や支援を行うため、保健師などの専門職の配置が可能となるよう支援することが重要です。
また、本県では、私学助成を受ける私立幼稚園・認定こども園において、障がい児の受入を進めているところです。私立高等学校等経常費助成費補助金（幼稚園特別支援教育経費）において、受入児童数が1名の場合から補助の対象となるよう補助対象の拡充を行うことが重要です。
- 近年、保育所等ではアレルギー児への対応が求められ、除去食や配膳などに丁寧で細やかな配慮が必要となっています。アレルギーは命に関わる重大な事案を引き起こすことも想定されるため、調理員の負担は心身ともに増大しています。同時に、食育などをおして食の面から子どもたちの健康と安全を担保するためにも、調理員の配置基準を見直す必要があります。
- 日常生活における基本的な習慣や態度のかん養等について、家庭環境に対する配慮など、保育を行う上で特に配慮が必要とされる児童が多数入所している保育所に対し、保育士の加配を行うことにより入所児童の処遇の向上を図る事業を実施する市町に対して補助が行われています。
補助の要件は、対象児童を入所児童の40%以上受け入れていることとされていますが、基準に満たない保育所においても加配保育士を配置して、必要な対応に努めている保育所も多数あることから、補助対象の拡充を行う必要があります。
- 「みえの子ども白書2016」作成のために実施したアンケート調査によると、子どもを自然の中で遊ばせている保護者ほど、子どもが初めて会った人に話しかけることができると回答するなど、子どもの体験や経験とコミュニケーション能力に関係が見られることが明らかになりました。
また、平成27年度に県内の保育所や幼稚園を対象に実施した野外体験保育有効性調査によると、野外体験保育の頻度が高い施設ほど、多くの園児に「自分が進んで何でもやる」、「人のために何かをしてあげるのが好きだ」などの様子が見られると回答した割合が高くなっています。
これらをふまえ、県では、自然体験を通じて、子どもの「生き抜いていく力」を育むことを主眼とした取組の普及啓発等を、市町や関係機関と連携して進めることとしています。
一方で、平成28年度に県が実施した野外体験保育事例研究会では、保護者の理解、保育士・教員の知識や経験不足、フィールドの不足など、取組を進める上での課題が明らかとなっています。また、県の取組等を通じて野外体験保育に関心のある施設や市町が増えてきたことから、保護者等への継続的な普及啓発とともに、保育士・教員のスキルの向上や養成機関におけるカリキュラムの設定などの人材育成を進めることが必要です。

事務担当 子ども・福祉部少子化対策課

関係法令等 児童福祉法、児童福祉法施行令、子ども・子育て支援法、子ども・子育て支援法施行令

20 希望がかなう少子化対策

(その3：子どもの成長を支える社会づくり②)

(文部科学省、厚生労働省)

【提言・提案項目】 制度・予算

5 放課後児童対策の推進

- (1) 放課後児童クラブを安定して運営するため、開設日数が年間250日未満のクラブや19人以下の小規模なクラブに対する補助制度の充実を図ること。
- (2) 放課後子ども総合プランに基づく子どもの居場所づくり推進のため、十分な財源を確保すること。
- (3) ひとり親家庭に係る放課後児童クラブ利用料の補助制度を創設すること。
- (4) 里親に係る措置費として、放課後児童クラブの利用料を支弁対象に含めること。

《現状・課題等》

- 放課後児童クラブへの補助は、補助単価が一定増額されたものの、依然として開設日数が年間250日を割った場合や19人以下の小規模なクラブに対する補助額が低い状況にあります。

小学校で土曜日の授業が増え、開設日数が年間250日に届かなくなるケースが生じており、補助要件の開設日数（年間250日以上）の緩和が必要です。緩和ができない場合には、開設日数が年間250日を割ったクラブの基本額や長時間開所加算額の算定等、単価設定を年間250日以上開設のクラブに近づくよう見直す必要があります。

19人以下の小規模なクラブの補助額（19人の場合2,797千円（1支援単位の基本額2,238千円＋小規模放課後児童クラブ支援事業559千円））は、20人以上のクラブの補助額（3,906千円）に比べて、大きな差（1,109千円）があります。安全なクラブ運営のためには、運営に関する基準に定める2人以上の職員配置が可能となるよう、補助額を見直す必要があります。

また、本県では、10人未満の小規模な放課後児童クラブについて厚生労働省と協議を行った結果、全てのクラブが補助対象として認められましたが、必要な地域に放課後児童クラブを設置・運営できるよう支援するためには、「山間部、漁業集落、へき地、離島で実施している、または、厚生労働大臣が認める場合」という条件を撤廃する必要があります。

- 放課後子ども総合プランに基づき、全ての就学児童が放課後等を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブと共に放課後子ども教室の整備が推進されているところです。
放課後子ども教室の活動経費については、文部科学省の「学校・家庭・地域連携協力推進事業」の中で補助が行われていますが、予算の状況により補助率の圧縮が行われる場合があります。（平成29年度 95.25%・平成28年度 85.24%）
放課後子ども教室が活動を安定的に継続し、子どもたちの安全を確保するためにも十分な財源を確保し、安定的な補助を行う必要があります。
- ひとり親家庭の保護者は、子育てと仕事を一人で担っており、保育サービスの充実や子どもの居場所づくり等が必要です。このため、本県では、平成27年度から、ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料への補助を行っています。
ひとり親家庭の保護者が安心して就業できるよう、放課後児童クラブの利用に係る経済的負担を軽減するため、利用料への補助が必要です。また、ひとり親家庭の利用料を補助する市町村に対する補助制度の創設が必要です。
- 放課後児童クラブの利用を希望する里親が増えてきていますが、利用料は里親に係る措置費の支弁対象となっておりません。
共働きの里親登録者が増えており、児童の処遇向上および里親委託推進のため、放課後児童クラブの利用料を支弁対象とすることが必要です。

事務担当 子ども・福祉部少子化対策課、子育て支援課
関係法令等 社会教育法、児童福祉法、児童福祉法施行令

20 希望がかなう少子化対策

(その4：支援を必要とする子どもを守る社会づくり①)

(文部科学省、厚生労働省)

【提言・提案項目】 **制度**・**予算**

6 発達支援が必要な子どもへの対応

幼稚園、認定こども園、保育所で発達障がい児等に対する適切な早期支援を行うため、施設職員を支援する専門的な人材を市町村が養成し配置できるよう、地域生活支援事業に長期の研修派遣等の支援メニューを追加するとともに、予算額の十分な確保に努めること。

《現状・課題等》

○ 発達障がいについては早期発見、早期支援が重要であることから、本県の児童精神科医療施設である県立子ども心身発達医療センターでは、発達障がい児等に対する支援ツール「CLMと個別の指導計画」を開発し、幼稚園・認定こども園・保育所への導入を促進しています。また、同センターでは、市町の職員（保育士、保健師、教員）を1年間受け入れて研修を実施し、地域における発達支援の核となる専門人材「みえ発達障がい支援システムアドバイザー」として育成しており、さらに、平成29年度からは「CLMと個別の指導計画」の指導を中心とした3か月程度の中期研修を実施しています。

しかしながら、いずれの場合も長期の養成期間が必要となり、その間、職員を派遣する市町村が財政負担を行っています。そのため、地域生活支援事業への市町村職員の中長期研修に係る支援メニューに派遣職員の旅費の支給や代替職員の賃金等を追加するとともに、事業費予算総額の十分な確保が必要です。

事務担当 子ども・福祉部子育て支援課
関係法令等 児童福祉法、発達障害者支援法

20 希望がかなう少子化対策 (その4：支援を必要とする子どもを守る社会づくり②)

(厚生労働省)

【提言・提案項目】 **制度**・**予算**

7 母子保健施策を通じた虐待予防

- (1) 産婦健康診査事業の財源確保を図り、全ての市町村を対象とした補助制度とすること。
- (2) 産婦健診に併せて行う新生児(2週間・1か月)健診の費用についても実情に応じた費用助成を行うこと。
- (3) 特定妊婦に対し、第1子妊娠時から母子生活支援施設入所を可能とする制度改正を行うこと。

《現状・課題等》

- 「産婦健康診査事業」は、産後の初期段階における母子に対する支援を強化するものとして重要ですが、その対象は産後ケア事業実施市町村に限定されています。
産後ケア事業を実施していない市町村であっても、家庭訪問、育児相談や教室等を通じて支援の必要な方のフォローを行うことは可能です。産後うつは、どの妊産婦にもおこる可能性があり、今般の児童福祉法および母子保健法の改正の趣旨に鑑み、全ての市町村での取組としていくことが必要です。
- また、うつによるネグレクトや新生児への虐待等の発見や予防には、母親の健康状態だけでなく、母子ともに健診を行い、新生児の身体発達・精神発達も含めて総合的に判断し、支援をしていくことが必要です。現在、地方交付税措置をされている乳幼児健診に加え、新生児健診も実施できるよう実情に応じた財政措置が必要です。
- 現在の制度では、母子生活支援施設において単身妊婦を受け入れることはできない状況です。「新しい社会的養育ビジョン」では、特定妊婦への相談支援体制について、これまでの母子保健を中心とした相談支援体制に加えて、妊娠期から出産後の母子を継続的に支援する母子生活支援施設などの社会的養護体制の整備が必要であるとされています。

事務担当 子ども・福祉部子育て支援課

関係法令等 児童福祉法、母子保健法、母子保健医療対策総合支援事業実施要綱

20 希望がかなう少子化対策 (その4：支援を必要とする子どもを守る社会づくり③)

(内閣府、文部科学省、厚生労働省)

【提言・提案項目】 **制度**・**予算**

8 子どもの貧困対策

- (1) 「子供の貧困対策に関する大綱」をふまえ、地域の実情に応じて地方自治体が行う施策への柔軟な財政措置を行うこと。
- (2) 児童養護施設退所後の円滑な自立を支援するため、入所中から退所後まで一貫した支援を行う職員を児童養護施設に恒常的に配置できるよう、措置費の見直しを行うこと。(再掲)
- (3) ひとり親家庭等の就労対策支援として実施している「高等職業訓練促進給付金事業」の給付額を増額すること。
- (4) ひとり親家庭等の生活の安定と自立を助けるための「児童扶養手当」の支給額の増額を図ること。また、支給回数増等に伴い必要となる費用について財政的な支援を行うこと。
- (5) ひとり親家庭に係る放課後児童クラブ利用料の補助制度を創設すること。(再掲)
- (6) 子どもの貧困対策の観点から、高等学校等就学支援金および高校生等奨学給付金について制度のさらなる充実を行うこと。

《現状・課題等》

- 「子供の貧困対策に関する大綱」では、「地域における施策推進への支援」として、地域の実情をふまえた子どもの貧困対策について、地方自治体の取組の支援を行うこととされています。「地域子供の未来応援交付金」が地方自治体にとって活用しやすいものにする必要があります。
- 児童養護施設や里親のもとから、進学や就職により自立していく子どもたちについては、親や家庭の支援が得られないこと等を背景に、退学や離職、転職を繰り返すなどの状況があり、貧困の連鎖にもつながっています。
児童養護施設が退所した者の支援（アフターケア）を行うことは児童福祉法に規定されていますが、その一方でアフターケアを行う職員の人件費に係る加算等はありません。
今般の児童福祉法の改正により、児童自立生活援助事業および社会的養護自立支援事業が創設されたところですが、児童養護施設を退所した者の多くが、最も頼りにしているのは出身施設であることから、児童養護施設のリーピングケア、アフターケア機能の充実が必要です。
- 高等職業訓練促進給付金については、平成28年度から給付期間が3年に、給付対象資格が修業期間1年以上に拡大されましたが、給付額は平成24年度以降の適用分から減額されたままであり、ひとり親家庭の修業期間中の生活負担を軽減するため、給付金額の増額が必要です。

- 児童扶養手当については、平成 30 年 4 月から第 2 子手当額が 10,040 円に、第 3 子以降の手当額が 6,020 円となっており、第 1 子の手当額 42,500 円とは大きな差があります。
ひとり親家庭の生活の安定を図るため、手当額を増額する必要があります。また、2019 年 11 月手当分より支給回数が増える（年 6 回、奇数月支給）ことに伴い必要となる費用について財政的支援が必要です。
- ひとり親家庭の保護者は、子育てと仕事を一人で担っており、保育サービスの充実や子どもの居場所づくり等が必要です。このため、本県では、平成 27 年度から、ひとり親家庭の放課後児童クラブ利用料への補助を行っています。
ひとり親家庭の保護者が安心して就業できるよう、放課後児童クラブの利用に係る経済的負担を軽減するため、ひとり親家庭の利用料を補助する市町村に対する補助制度の創設が必要です。
- 多様な教育の選択肢を広げ、全ての意志ある高校生等が安心して教育を受けられるよう増額等を実施し、就学支援金および高校生等奨学給付金の増額等制度を充実することにより家庭の教育費負担の軽減を図ることが必要です。

事務担当 子ども・福祉部子育て支援課、環境生活部私学課、教育委員会事務局教育財務課
関係法令等 子どもの貧困対策の推進に関する法律、児童福祉法、児童福祉法施行令、高等学校就学支援金の支給に関する法律
高等学校等修学支援事業費補助金（奨学のための給付金）交付要綱

21 障がい者の地域生活への移行、障がい者差別の解消および障がい者スポーツの推進

(厚生労働省、スポーツ庁)

【提言・提案項目】 制度・予算

- 1 生活介護、短期入所など、ニーズの高い障がい福祉サービス事業を行うための施設整備費等に対して、十分な財政措置を講じること。また、「地域生活支援事業」について、県・市町の事業実施に支障のないよう十分な財政措置を講じること。
- 2 医療的ケアを必要とする障がい児・者が、地域において必要な支援を受けるために十分な財政措置を講じること。
- 3 共生社会実現に向けた、相談体制の充実および紛争解決のための体制整備など障がい者差別の解消のために必要な経費に対して、十分な財政措置を講じること。
- 4 障がい者スポーツの普及・啓発、選手や指導者等の育成、環境整備などに必要な経費に対して、十分な財政措置を講じること。

《現状・課題等》

- 1 本県では、国の第5期障害福祉計画・第1期障害児福祉計画の基本指針に則して、平成30年3月に策定した「みえ障がい者共生社会づくりプラン」(2018～2020年度)において、施設入所者51人の減少をめざす等の目標を定めています。この目標を達成するためには、国の社会福祉施設等施設整備費補助金等を活用しつつ、障がい者の地域移行や地域生活支援を行う生活介護事業所、短期入所事業所、共同生活援助事業所などの整備を進めていく必要があります。このため、必要とされる障がい福祉関係施設の整備を着実に進めるための財政措置が必要です。

また、障がい者自らの選択権を保障し、障がい児・者の日常生活や社会生活の自立に向けて、障がい者の地域生活を支援していくことが求められています。そこで、県や市町が、地域の実情や利用者のニーズに応じて行う「地域生活支援事業」について、事業が円滑に実施できるよう、事業の実績に見合った確実な財政措置が必要です。

- 2 本県では、平成28年度から、国の補助事業等を活用しながら医療的ケアを必要とする障がい児・者の支援拠点構築事業に取り組んでいるところですが、医療的ケアを必要とする障がい児・者(遷延性意識障害を含む)を受け入れる短期入所等の事業所は不足している状況にあります。このような中、平成30年度の報酬改定において、看護職員加配加算の創設や福祉型強化短期入所サービス費の創設など、医療的ケアを必要とする障がい児・者に対する支援の充実が図られ、また、医療型短期入所サービス費についても一定の見直しが行われました。

しかし、地域における支援体制の構築を一層進めるためには、継続的かつ十分な補助事業等の財政措置や事業所における医療型短期入所の報酬額のさらなる増額が必要です。

3 本県では、平成 28 年 4 月に施行された障害者差別解消法に基づき、障がいの有無に関わらず相互に人格と個性を尊重する共生社会の実現に向けて、相談および紛争の防止等のための体制整備や啓発活動の充実に取り組んでいるところですが、同法第 14 条において規定されている、障がい者およびその家族などからの障がいを理由とする差別に関する相談に的確に応じていくためには、専門の相談員の十分な配置による相談体制の一層の充実が必要です。また、同法第 14 条の、障がいを理由とする差別に関する紛争の防止、解決のための体制整備にあたって、相談による対応では解決が困難な事案について抜本的な解決を進めていくためには、助言、あっせんのための第三者調整機関の設置が必要です。こうした取組を継続的に維持、拡充していくためには、十分な財政措置を講じていただくことが必要です。

4 本県では、障がい者の自立と社会参加を促進し、県民の障がい者への理解を深めるため、障がい者スポーツの推進に取り組んでいるところですが、本県の障害者手帳交付者数が約 10 万人という中で、県障がい者スポーツ大会の参加者実数は 2 千人未満にとどまるなど、スポーツに取り組む障がい者はいまだ少ない状況です。

2020 年には東京オリンピック・パラリンピック競技大会が、また、2021 年には本県で全国障害者スポーツ大会が開催されることを好機ととらえて、障がい者がスポーツを体験する機会の拡大、障がい者スポーツ指導員の養成や競技用具の整備などの練習環境の改善、選手の競技力の向上に取り組むとともに、国内外の競技団体の合宿や大規模大会の誘致を進め、障がい者スポーツの普及、裾野の拡大を図ることとしています。これらの事業の一部は「地域生活支援事業」として国からの財政措置を受けて実施していますが、大部分を県費で賄っており、こうした取組を一層進めるためには、十分な財政措置を講じていただくことが必要です。

事務担当 子ども・福祉部障がい福祉課

関係法令等 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律、地域生活支援事業補助金及び障害者総合支援法補助金交付要綱
障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律、スポーツ基本法

22 旧優生保護法による優生手術をめぐる問題への速やかな対応

(厚生労働省)

【提言・提案項目】 制度・予算

旧優生保護法に基づき行われた優生手術について、全国的な実態把握の結果をふまえ、救済措置等を検討すること。

《現状・課題等》

- 本県の旧優生保護法第4条・第12条による優生手術件数は、厚生労働省資料では110件と報告されています。
しかし、本県に記録が残っているのは、優生保護審査会において、手術実施が「適」とされた49名分の資料だけであり、この方々についても、実際に手術を受けたかどうかは不明です。
- 平成28年4月に障害者差別解消法が施行されるとともに、本県では平成29年12月に「ダイバーシティみえ推進方針」を策定し、「ともに輝く多様な社会づくり」に取り組んでいるところです。
- 法施行から70年が経過し、手術を受けた方々の高齢化が進む中で、子どもを産み育てる基本的な権利を侵害された方々の救済に向け、国における全国的な実態把握の結果をふまえた救済措置等について、さらなる検討を進める必要があります。

事務担当 子ども・福祉部子育て支援課
関係法令等 旧優生保護法、母体保護法

23 駅舎のバリアフリー化推進のための財政措置の拡大

(総務省、国土交通省)

【提言・提案項目】 制度・予算

鉄道事業者による駅舎のバリアフリー化を進めるため、バリアフリー法（高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律）第 25 条に定める「基本構想」の作成が困難な駅舎のバリアフリー化への県の助成（補助金）の財源についても起債対象とすること。

《現状・課題等》

- 本県の駅舎のバリアフリー化については、バリアフリー法に基づく「移動等円滑化の促進に関する基本方針」にある「2020 年度までに 1 日平均利用者数 3,000 人以上の駅を原則として全てバリアフリー化する」という目標に向けて整備が進められ、平成 29 年度末までに県内 27 駅でエレベーターの設置等がされました。
- これまで本県は、駅舎のバリアフリー化への助成にあたっては、起債を充当するなどにより財源を確保して取り組んできたところです。今後、未整備の駅についても、国の基本方針に沿って、2020 年度までにバリアフリー化の必要があり、「国」「地方自治体」「鉄道事業者」による三位一体の取組が必要不可欠ですが、県の財政状況が厳しくバリアフリー化の円滑な推進が難しくなっています。
- 平成 29 年度末現在、県内の 1 日平均利用者数 3,000 人以上の駅のうち、段差解消、内方線や多機能トイレ等の整備などバリアフリー化が必要な駅は 11 駅あります。
- 駅舎のバリアフリー化への都道府県の助成に起債を充当するためには、前提条件として、市町村が基本方針に基づき「基本構想」を策定する必要があり、「基本構想」では、重点整備地区を設定するには、駅舎や官公庁施設、福祉施設等を概ね 3 施設以上必要としておりますが、今後バリアフリー化を必要としている駅舎には、この条件を満たさないものがあり、これらの駅では基本構想を作成することは困難です。
- バリアフリー法の基本方針に基づき、1 日平均利用者数 3,000 人以上の駅を原則として全てバリアフリー化するという目標に向けてバリアフリー化を進めるために、「基本構想」が策定されていない事業に対する県助成（補助金）についても、地方債の対象とすることが必要です。

事務担当 子ども・福祉部地域福祉課

関係法令等 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律

24 ヘルプマークの取組の推進

(厚生労働省、国土交通省)

【提言・提案項目】 **制度**・予算

ヘルプマークの取組を進めるために国においてヘルプマーク（ストラップ）の作成、配布、啓発等を実施すること。
また、ヘルプマークの普及のために交通事業者等へ啓発の実施の働きかけを行うこと。

《現状・課題等》

- 援助や配慮を必要としていることが外見からはわからない方々が身に着け、日常生活や緊急の時等に必要な援助を受けやすくするためのヘルプマークについては、平成 24 年度に東京都がデザインしてその普及を進め、平成 29 年 7 月には案内用図記号として JIS 規格に登録されるなど全国的に取組が広がってきているところです。
- 本県においても、ヘルプマークの普及について、県民、障がい者団体等からの強い要望を受けて、平成 30 年 2 月からヘルプカード（ヘルプマークがデザインされたカード）の配布を始めるとともに、ヘルプマーク・アンバサダー（普及大使）を設置して、交通事業者にも協力をお願いしながら啓発に取り組み、全ての人々の社会参加の機会を確保し、自由に行動し安全で快適に生活できるユニバーサルデザインのまちづくりを進めているところです。また、平成 30 年度にはヘルプマーク（ストラップ）も配布し、普及啓発に取り組む予定です。
- しかしながら、このような取組は、全国津々浦々まで広く理解が進み、全国どこでもヘルプマーク（ストラップ）が手に入れられ、障がいのある方などが身に着けることができるようになることで、周囲の人々が援助や配慮を必要とする方に気づき、すぐに行動に結びつくなど意義深いものになると考えられるため、国として取り組んでいただき、国においてヘルプマーク（ストラップ）の作成、配布、啓発等を実施いただく必要があると考えます。
- また、ヘルプマークの普及のためには、ヘルプマークの意味の理解が広がることが大切であり、公共交通機関等でヘルプマークのステッカーやポスター等の掲示がされる必要があるため、国から交通事業者等へ啓発の実施を働きかけていただく必要があると考えます。

事務担当 子ども・福祉部地域福祉課

25 地域生活定着促進事業の法定化

(厚生労働省)

【提言・提案項目】 制度・予算

矯正施設退所者の地域生活定着促進事業には法的な位置づけがないため、法定化により事業の継続性と安定的な実施を確保するとともに、必要な財政措置を講ずること。

《現状・課題等》

- 地域生活定着促進事業は、高齢または障害により自立が困難な矯正施設退所者を、退所後直ちに福祉サービス等につなげ、地域生活への定着を図るため、平成 21 年度に開始され、現在は全都道府県に地域生活定着支援センターが設置されています。
- 平成 24 年度からは、支援の対象が矯正施設退所後のフォローアップ業務、相談支援業務まで拡大・拡充され、実施体制の充実が図られました。そのため、国庫補助（10/10）の基準額が 1,700 万円から 2,500 万円に引き上げられ、職員の配置についても充実されることとなりました。
地域生活定着支援センターによる支援の対象者は、高齢化等により増加傾向にあり、コーディネート業務、フォローアップ業務等の実施件数は着実に増加しています。再犯防止の観点からセンターの果たす役割は非常に大きなものとなっています。
- しかし、平成 27 年度に国庫補助の見直しが行われ、基準額 2,500 万円の 3/4 相当額に引き下げられたことを受けて、本県では、事業費について、平成 27 年度は 2,500 万円（国費 1,800 万円、県費 700 万円）に維持しましたが、平成 28 年度からは 2,300 万円（国費 1,780 万円、県費 520 万円）に減額しています。
事業の支援対象者はフォローアップ業務等により継続的に支援する必要がある場合が多く、地域生活定着支援センター職員を継続的に配置する必要がありますが、平成 28 年度からは事業費の減額によりやむなく職員を削減することになりました。
- 高齢または障害により自立が困難な矯正施設退所者の多くは地域とのつながりが希薄であり、退所後に生活する地域は必ずしも出身都道府県ではありません。地域生活定着促進事業は、再犯防止推進法に基づく再犯防止施策の推進を図る上で重要な事業であり、全国一律の行政サービスとして継続性と安定的な運営を確保することから、地域生活定着促進事業について法的根拠を持たせるとともに、その財源について全額国庫負担とすることが必要です。

事務担当 子ども・福祉部地域福祉課
関係法令等 生活困窮者就労準備支援事業費等補助金

26 性犯罪・性暴力被害者支援の推進

(内閣府)

【提言・提案項目】 制度・予算

性犯罪・性暴力被害者への支援が一層進むよう、地方における「ワンストップ支援センター」の取組への財政支援を拡充すること。

《現状・課題等》

- 子ども・女性が被害者となる性犯罪や、その前兆事案でもある声掛け・つきまとい等が全国的にも後を絶たない中、性犯罪・性暴力被害者等への支援強化など、子ども・女性を守るための環境整備の促進が求められています。
国においては、第4次男女共同参画基本計画において、性犯罪・性暴力被害者を支援する「ワンストップ支援センター」を、2020年までに各都道府県に最低1か所設置する目標を掲げられ、支援センターの早期設置と運営の安定化を図り、都道府県における被害者支援の取組の充実を図ることを目的として、平成29年度に「性犯罪・性暴力被害者支援交付金」を創設されました。
(本県対象事業の交付率：被害者相談支援運営・機能強化等事業1/2、医療費等公費負担事業1/3)
- 本県では、平成27年6月に「ワンストップ支援センター」として「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」を設置し、被害者等の支援業務を行っており、積極的に広報・啓発に取り組んできた結果、相談や付き添い支援も増加しているほか、最近では、被害直後から比較的早い段階での相談が増えるなど、被害者等が安心して相談できる窓口として認識されつつあります。
しかし、現体制では、全ての相談者の要望に沿った支援ができておらず、また、多様化する相談内容に対応するための相談員のスキルアップも十分ではないなどの課題が生じたことから、財政面を考慮し、平成30年度からは相談人員を2人から3人に増員するなど、できる限り適切な支援が行えるようにするところです。
同センターの認知度が向上し、さらに相談者の増加が予想される中で、相談者一人ひとりに寄り添った支援を適切に行う必要があり、来年度以降の体制強化は不可欠です。相談員配置に必要な人件費をはじめ、相談員のスキルアップ等人材育成に係る研修費、受傷対策経費、広報啓発費などの経費について、財政負担を一層軽減し運営の安定化を図るため、国による財政支援の継続と交付金総額予算の増、交付率の引上げ、基準額の撤廃等さらなる財政支援の拡充が必要です。

事務担当 環境生活部くらし・交通安全課

27 地方の実情に応じた女性の活躍推進

(内閣府、厚生労働省)

【提言・提案項目】 制度・予算

- 1 「地域女性活躍推進交付金」の国庫負担割合を1/2から8/10に引き上げるといった制度の拡充を図るとともに、十分な財政支援を行うこと。
- 2 女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画」の策定義務を有する企業について、常時雇用する労働者の数を「300人を超える」から「100人を超える」へ対象を拡大すること。

《現状・課題等》

- 1 本県では、「地域女性活躍加速化交付金」「地域女性活躍推進交付金」を活用し、地域経済団体等と連携して「女性の活躍推進三重県会議」を設け、県内企業・団体等に加入を働きかけるとともに、女性活躍に取り組む企業等へのアドバイザー派遣や男性の意識改革に資するセミナーの開催、女性のキャリアアップ支援など、女性活躍の気運醸成につながるさまざまな取組を進めています。
女性が活躍するためには、国の第4次男女共同参画基本計画にもあるとおり、将来指導的地位へ成長していく人材の層を厚くするなど、中長期にわたる継続的な取組が必要です。
これまで毎年度補正予算対応であった「地域女性活躍推進交付金」が、平成29、30年度と当初予算で計上されたことは財源確保の観点から大変意義があったものの、国庫負担割合は8/10から1/2に引き下げられています。
地方の実情に応じた女性の活躍推進のためには、「地域女性活躍推進交付金」の国庫負担割合の引き上げといった制度の拡充を図るとともに、十分な国の財政支援が必要です。
- 2 平成28年4月1日に女性活躍推進法が完全施行され、常時雇用する労働者の数が301人以上の事業主は、自社の女性の活躍に関する状況把握・課題分析の上、数値目標と取組を盛り込んだ「一般事業主行動計画」の策定・届出・周知・公表が義務付けられました。
法の完全施行から約2年が経過し、本県では、義務化されている事業主の計画策定率が99.3%である一方、義務化されていない300人以下の事業主の計画策定は294社に留まっています。(平成30年3月31日現在)
しかしながら、一般事業主行動計画の策定は、採用者に占める女性の割合や男女別の平均勤続年数、管理職に占める女性の割合など自社の現状把握とそれに基づく目標設定を行うなど、職業生活における女性の活躍を進める上では、要となる非常に有意義なものであることから、策定義務の対象企業を段階的に拡大していく必要があると考えています。
そのため、常時雇用する労働者の数が100人を超える企業へと対象を広げるよう制度の改正が必要です。

事務担当 環境生活部ダイバーシティ社会推進課

関係法令等 男女共同参画社会基本法、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

28 海岸漂着物対策の推進

(総務省、環境省)

【提言・提案項目】 制度・予算

海岸漂着物の回収処理および発生抑制対策を推進するため、地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）に係る予算を十分に確保するとともに、広域的な連携の取組に対して新たな支援策を講じること。

地方負担については、引き続き地方交付税措置を講じるなど、地方自治体の負担軽減に努めること。

《現状・課題等》

○ 伊勢湾流域圏の東海三県一市（三重県、岐阜県、愛知県、名古屋市）では、連携して海岸漂着物の問題に取り組んでおり、三県一市の「海岸漂着物対策検討会」として発生抑制のための普及啓発や対策の推進に係る国への提言等を実施してきました。また、三県の環境活動団体が、自らの活動エリアを越えて伊勢湾の海岸漂着物問題を考え、行動する取組も進められており、官民の取組が拡大しています。これらの取組をより一層推進していくためにも、財政支援を含めた新たな支援策が必要です。

○ 平成26年度補正予算からは、国において「地域環境保全対策費補助金（海岸漂着物等地域対策推進事業）」が措置され、漂流ごみ、海底ごみの回収処理に係る経費についても補助対象となり、海岸管理者等が継続して海岸漂着物の回収処理および発生抑制対策を推進することが可能となりましたが、一部地方負担が必要となりました。

国の平成30年度本事業に係る予算（平成29年度国補正、平成30年度国当初の合計）は31億円が確保されています。現行制度が定着し、当該補助金を活用した事業についても海岸管理部局や市町の取組意欲が高まっており、今後も中長期にわたる継続的な取組を行っていく必要があります。これらの事業を円滑かつ確実に実施し海岸漂着物対策を推進するためには、国補助金を当初予算で計上するなど、安定的かつ十分な予算の確保が望まれます。

また、海岸漂着物の問題は県域を越えて生ずる問題であり、被害を受けている県に負担が偏ることのないよう、地方交付税措置を講じるなど自治体負担の軽減が求められます。

事務担当 環境生活部大気・水環境課

関係法令等 海岸漂着物処理推進法

29 水道施設に係る財政支援の充実および水道管路維持困難地域に対する施策の検討

(厚生労働省)

【提言・提案項目】 制度・予算

- 1 生活基盤施設耐震化等交付金において、その要望額の満額確保に努めること。
- 2 過疎・高齢化等への対応のため、管路維持困難地域において、地域の実情に応じた柔軟な対応ができるよう早急に必要な施策を検討し、管路維持困難地域に係る市町の施策等に資するガイドライン等を示すこと。

《現状・課題等》

- 1 南海トラフにおける大規模地震の発生に備えて、県内の水道事業者・用水供給事業者は、喫緊の課題として耐震化対策に取り組んでいるところですが、十分な耐震化対策には多額の経費が必要であるため、生活基盤施設耐震化等交付金は、水道事業者・用水供給事業者にとって必要不可欠な財源となっています。

平成 30 年度は満額の内示でしたが、平成 27、28、29 年度においては、要望した必要額が交付されず、水道事業者・用水供給事業者は計画どおり耐震化が進まず苦慮したところであり、引き続き予算の確保が必要です。

- 2 本県南部地域では、過疎化・高齢化が急速に進展し、平成 22 年度からの 30 年間で人口が約 35%減少すると予測されているため、今後、水道の管路維持困難地域が生じる可能性が十分考えられます。

このため、厚生労働省の水道事業基盤強化方策検討会の中間とりまとめにもあるように、早急に管路維持困難地域に係る施策を検討し、地域の実情に応じた柔軟な対応ができるよう管路維持困難地域に係る市町の施策等に資するガイドライン等を示していただくことが必要です。

事務担当 環境生活部大気・水環境課、企業庁水道事業課
関係法令等 水道法、生活基盤施設耐震化等交付要綱

30 東京オリンピック・パラリンピックを契機とした地方の取組への支援の充実

(内閣官房、文化庁)

【提言・提案項目】 制度・予算

- 1 文化プログラムを地方における文化芸術推進の契機とするため、地方が独自性を発揮しやすい仕組みによる財政等の支援措置を講じること。
- 2 地方自治体が文化プログラムを実施するにあたり、その拠点となる文化芸術施設等が機能を十分に発揮できるよう、バリアフリー化を含む施設改修等に係る財政的支援制度を創設すること。
- 3 文化プログラム等の実施により増加する訪日外国人旅行者等の受入環境を充実させるため、来訪者が地域特有の歴史・文化を体験・体感できる事業への支援を拡充すること。
 - ・「地域と共働した創造活動支援事業」については、定額補助を維持すること。
 - ・ハード整備（施設サインやWi-Fi設備等）を同事業の支援対象とすること。

《現状・課題等》

- 1 本県では、「新しいみえの文化振興方針」を平成26年11月に策定し、次代のみえを担う若い世代の育成、みえの文化の素晴らしさの県内外への発信、新たなみえの文化の創造を基本目標として文化振興に取り組んでいます。

国は、「文化を通じた機運醸成策に関する関係府省庁等連絡・連携会議」の下、オールジャパンで文化プログラムを推進することとしており、平成29年12月には「文化プログラムの推進に関する取組の方向について」をとりまとめ、国際化や共生社会への対応といったレガシーの創出に資する文化プログラムを全国に浸透させることを目標とすることが確認されました。

国の文化プログラム関係経費は、既存予算を活用したものとなっており、また、地方負担が必要な支援制度が多いこと、事業採択の要件が厳しいことなどにより、地方が文化プログラムを推進するための財源として活用しづらい内容となっています。

厳しい財政状況の中、地方が国と一体となって文化プログラムに主体的に取り組むためには、地方が独自性を発揮しやすい仕組みによる支援制度が必要です。
- 2 県内各地の文化芸術施設等の老朽化に伴う改修等の経費が財政を圧迫しており、計画的かつ速やかに進めることが出来ていません。

文化プログラムの実施にあたっては、各種公演・イベント等の披露の場となる文化芸術施設等の老朽化やバリアフリー化への対応が喫緊の課題となっており、機能向上を含む大規模改修が必要不可欠です。

3 本県では、国史跡齋宮跡について、訪日外国人旅行者など国内外からの来訪者の増加や地域の活性化に関係者とともに取り組んでいます。日本の博物館等の外国人受入体制は、国立施設や大規模施設など、一部施設では対応が進んでいる部分があるものの、本県の文化芸術施設等では十分に整備されているとは言えない状況であり、各種環境整備（Wi-Fi 設備、館内案内表示、パンフレット作成、外国語対応スタッフの配置、ガイドシステム導入等）が必要です。

事務担当 環境生活部文化振興課
関係法令等 文化芸術基本法

31 廃棄物の適正処理の推進および不適正処理対策への支援

(環境省)

【提言・提案項目】 制度・予算

- 1 新たに設置する安定型最終処分場について、展開検査場および浸透水等集排水設備の設置を義務付けるなど生活環境の保全に配慮した構造基準にすること。
- 2 産業廃棄物処理施設設置許可不要施設について、設置許可を必要とする施設に含めることなどにより、その構造等について具体的な規定を設けること。
- 3 特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法に基づく支障除去対策完了後の跡地の有効利用について、その整備費等を支援すること。
- 4 RDF製造施設の解体について、循環型社会形成推進交付金の補助対象とすること。
また、サテライトセンター（ごみ中継施設）の整備について、RDF製造施設の跡地を利用する場合も補助対象とすること。

《現状・課題等》

- 1 安定型最終処分場の維持管理において、安定5品目以外の付着や混入がないか否かを完全に把握することは難しく、一旦、地下水が汚染された場合、その状況を改善するには相当の期間と費用が必要です。安定型最終処分場で安定5品目以外の廃棄物の混入による地下水汚染を未然防止するため、展開検査場の確保と浸透水を全面的に集排水できる設備が必要です。
- 2 近年、産業廃棄物の処理方法は多様化しており、廃棄物処理法第15条に規定する産業廃棄物処理施設以外の施設（設置許可不要施設）を用いた中間処理が増加しています。生活環境保全上の支障の発生を防止し、廃棄物の適正な処理を推進するためには、これら設置許可不要施設（発酵施設や選別施設等）についても、法第15条に規定する産業廃棄物処理施設に追加し、処理施設の技術上の基準を設けるか、廃棄物処理法施行令第6条第1項第2号に規定する産業廃棄物の処分または再生にあたっての処理基準として、具体的な処理方法や必要な設備の構造を規定することが必要です。
- 3 「負の遺産」を解消するため、平成25年度に国庫補助金を受け、地元と共に対策完了後（平成35年度以降）の跡地利活用の検討を進めていますが、現状では跡地の整備費に対する支援制度はありません。支障除去対策完了後の跡地利用を早期に行うためには、整備費等に対する支援制度が必要です。

4 一般廃棄物処理施設等の解体撤去に関する国庫補助は、廃焼却施設を解体した跡地に廃棄物処理施設を整備する場合のみ補助対象とされていることから、RDF 製造施設を含む焼却施設以外のごみ処理施設を解体する場合も補助対象とすることが必要です。

また、サテライトセンター（ごみ中継施設）については、地域におけるごみ処理の広域化・集約化に伴って、ごみ焼却施設の跡地を利用して整備するものに限るとなっていますが、RDF 製造施設を含む焼却施設以外のごみ処理施設の跡地を利用する場合も補助対象とすることが必要です。

事務担当 廃棄物対策局廃棄物・リサイクル課、廃棄物適正処理プロジェクトチーム

関係法令等 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法

32 人権が尊重される社会づくりの推進

(総務省、法務省、文部科学省)

【提言・提案項目】 制度・予算

- 1 人権が尊重される社会の実現に向け、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題の解決を図るため、人権教育・啓発に関する施策を充実強化するとともに、地方自治体が主体的な取組による時機に合致した効果的な人権教育・啓発に関する施策を推進することができるよう、人権啓発活動地方委託事業や人権教育研究推進事業の予算を増額し、地方自治体が活用しやすい制度とすること。
- 2 さまざまな人権侵害の現状をふまえ、人権侵害行為を防止するとともに、人権侵害による被害者を救済するために、法的措置等を含めた実効性のある人権救済制度を早期に確立するとともに、実施の際には地方自治体等との連携・協力体制を構築すること。
- 3 インターネット上の差別的な書き込み等の人権侵害に対して、速やかに書き込み等を削除することを可能とする法的措置等を含めた実効性ある対策を早急に実施すること。

《現状・課題等》

- 1 偏見等による差別や人権侵害は依然として発生しており、さまざまな人権問題に対する県民の正しい理解と認識を深め、問題の解決を図るためには、人権教育・啓発活動のさらなる推進が必要となっています。本県では、学校・家庭・地域が一体となった人権教育や人権センターを拠点とした啓発活動を実施するとともに、市町への財政的な支援などにより連携して取組を進めています。人権問題の解決に向けては、各自治体が地域の実情に応じて、主体的かつ時機に合致した効果的な教育・啓発活動に取り組む必要があり、そのためには人権啓発活動地方委託事業や人権教育研究推進事業の予算が十分に確保され、地方自治体の意向が十分に反映できる仕組みとなる必要があります。
- 2 本県では、人権侵害による被害者の救済に関して、人権センター等に相談窓口を設けて相談に応じています。しかし、地方自治体等には調査の権限がないなど相談対応には限界があることから、人権侵害行為の防止とともに、独立性、迅速性、専門性を備えた実効性のある人権救済等に関する法制度が早期に確立され、地方自治体等と連携して、きめ細かく被害者の救済を図っていくことが必要です。
- 3 インターネット上の人権侵害情報に関する人権侵犯事件数は、近年増加の一途をたどっており、「部落差別の解消の推進に関する法律」でも問題認識が示されたように、深刻な問題となっています。本県では、ネットモニタリング活動を通じた削除依頼等の対応やインターネットと人権に関する啓発講座を開催していますが、現行法等では有効な手段が取れないことが課題となっています。インターネット上の人権侵害については、瞬時に広範囲にわたって流布される等の特性をふまえ、速やかに書き込み等を削除することができる法的措置も含め、実効性のある対策を早急に講じる必要があります。

事務担当 環境生活部人権課、教育委員会事務局人権教育課

関係法令等 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、部落差別の解消の推進に関する法律、人権啓発活動地方委託要綱、人権教育研究推進事業委託要項

33 気候変動適応の推進

(環境省)

【提言・提案項目】 制度・予算

気候変動適応の取組を促進するため、地域の気候変動影響や気候変動適応の重要性等に関する普及啓発およびこれらの情報収集等の拠点となる地域気候変動適応センターの体制整備を進めるための技術的・財政的な支援措置を講じること。

《現状・課題等》

- 地球温暖化に伴う気候変動影響について、本県においても、既に気温の上昇等による農産物の品質低下や生物の分布域の変化などの影響が顕在化してきており、今後、農林水産業、健康、自然災害などさまざまな分野でその影響が避けられないと予測されています。
本県では、県内の気候変化やその影響、適応策の基本的な方向性、研究機関の適応に関する成果等について、「三重県気候変動影響レポート 2014 (平成 26 年 10 月)」や「三重県の気候変動影響と適応のあり方について (平成 28 年 3 月)」としてとりまとめ、気候変動の影響や適応に関する理解の促進に取り組んできました。
- 今般、国において、気候変動適応の取組の促進を図るため、気候変動適応法案が閣議決定 (平成 30 年 2 月 20 日) されました。同法案には、自然的経済的社会的状況に応じた地域気候変動適応計画の策定や、地域の気候変動の影響や適応に関する情報を幅広く取り扱う拠点として地域気候変動適応センターを確保することなどが都道府県等の責務として含まれています。
- 気候変動適応の取組を促進するためには、気候変動の影響や適応に関して、地域の現状や将来予測、その重要性などの理解を一層深める普及啓発を行うとともに、県内研究機関等に地域気候変動適応センターの機能を担う体制を新たに整備し、幅広い情報収集、助言等を行うことができるよう、技術的・財政的な支援措置が必要です。

事務担当 環境生活部地球温暖化対策課

関係法令等 気候変動適応法案 (平成 30 年 2 月 20 日閣議決定)

34 多文化共生社会づくりの推進

(内閣官房、内閣府、総務省、法務省、外務省、文部科学省、厚生労働省)

【提言・提案項目】 制度・予算

- 1 多文化共生社会づくりを推進するため、日系定住外国人を含む全ての外国人の受入れに関して中長期的な方向性等を示す方針を策定すること。
- 2 外国人住民が集住する地方自治体への特別交付税の増額、もしくは、交付税以外の交付金、補助金等による財政支援制度を創設すること。
- 3 災害発生時等に、多言語およびやさしい日本語で情報を伝える仕組みづくりやネットワークの構築などの県の広域的な取組を支援する制度を創設すること。
- 4 外国人住民が安心して適切な医療を受けられるよう、医療通訳者の育成・配置に係る費用負担に対応するなど、医療通訳の制度を整備すること。

《現状・課題等》

- 1 国において外国人材の受入れを進める中で、本県の外国人住民数は47,665人と県人口の2.6%を占めています。平成20年の53,082人をピークに減少しましたが、平成26年から再び増加しており、この1年間では4,220人(9.7%)増加するなどピークに戻りつつあります。今後はさらにさまざまな国の多様な職種の外国人が生活することが見込まれ、本県では、「三重県多文化共生社会づくり指針」を策定し、外国人材を地域社会の一員と捉えて多文化共生社会づくりに取り組んでいます。
国において策定された「日系定住外国人施策の推進について」(平成26年4月から開始)は、必要に応じて開始後3年を目途に見直すこととされていることから、見直しにあたっては、外国人労働者が働く事業所における日本語研修の実施、未就学児童も含めた日本語教育の充実、あるいは、外国人材の受入れによる地域社会への影響等についても、十分な議論を経た上で、中長期的な視点に立った体系的・総合的な方針の策定が必要です。
- 2 本県や外国人が集住する市町では、防災や就学などの生活に密着した支援が必要であるとの認識から、相談窓口の設置、多言語での情報提供、生活オリエンテーションの実施など、コミュニケーション支援を核として地域事情に応じた取組を進めています。
外国人が集住する市町および県に対する特別交付税の増額、補助金等による財政的支援が必要です。

3 南海トラフ地震などの災害時には広域的な視点での支援や多様な主体の連携が不可欠であることから、本県では、「みえ災害時多言語支援センター」など多言語およびやさしい日本語で情報を伝える仕組みづくりや広域的なネットワークの構築をめざしています。国においては、「防災基本計画」で新たに「在日外国人、訪日外国人に配慮した情報伝達を行う」ことが明記されたほか、「災害時外国人支援情報コーディネーター制度」創設についての検討も行われたことから、その制度設計にあたっては、災害時の外国人住民等支援の取組に対する新たな財政措置を含めた支援制度が必要です。

4 外国人の医療をめぐっては、国においては多言語音声翻訳アプリの開発や、電話通訳の導入等が進められていますが、緊急時や希少言語に対応できるよう改善され、これらのツールが医療機関に利用されやすいものとなるような制度設計が必要です。

本県では、医療機関への派遣や配置により従事する医療通訳者の育成に平成 15 年度から取り組み、現在は県内9か所の医療機関に医療通訳者が常駐しています。このような対面通訳は、スピード感のある通訳やきめ細かな対応に優れており、また、言語だけでなく異なる医療文化の仲介にも役立つものです。

外国人患者の増加が予想される中、医療機関において各ツールを組み合わせる運用できるよう支援が必要です。

35 川上ダム建設事業の促進

(国土交通省)

【提言・提案項目】 制度・予算

川上ダムの整備は、過去幾度となく浸水被害を受けてきた伊賀地域住民の悲願であり、また、利水の面においても、地域にとって必要不可欠な施設であることから、2022年度の工期までに一日も早く完成するとともに、さらなるコスト縮減に最大限努めること。

《現状・課題等》

- 1 川上ダム建設事業は、平成22年度からの検証作業を経て、平成26年8月に国土交通省は川上ダム建設事業の対応方針を「継続」と決定しました。また、平成27年3月に変更認可された事業実施計画、および平成28年1月に閣議決定され一部変更となった水資源開発基本計画（フルプラン）において、工期は「昭和56年度から2022年度まで」と位置づけられたところです。現在の事業の進捗状況は、家屋補償については平成15年度に40戸（100%）の移転が完了し、水没用地については114ha（約99%）が取得済みです。また、本体工事については、平成29年度に着工されました。
- 2 本県伊賀地域（木津川上流地域）では、昭和28年の洪水で約540ha、約200戸の浸水被害を受け、近年では平成25年の台風18号の接近時に、ダム下流域の浸水被害により住民が一時避難するなど、過去から幾多の水害に悩まされてきました。このため治水対策として、本県では過去に「狭窄部である岩倉峡の開削」を要望してきましたが、その開削が都市化の進む下流域の洪水リスクを高めてしまうことから、「上野遊水地、川上ダムと河道掘削」を一体として整備する国の治水計画を、止むなしとして受け入れてきた経緯があります。このことから、川上ダムの早期完成による、伊賀地域の治水安全度の向上が望まれています。
- 3 川上ダムの完成が遅延していることから、伊賀市水道事業は、現在、暫定豊水水利権による取水を行っており、水道水源としては不安定な状態となっています。また、最近の公共事業労務費の上昇や物価上昇などに伴い建設事業費が増大し、利水者の負担が増大することも懸念されることから、川上ダムの早期完成が望まれています。

事務担当 環境生活部大気・水環境課、地域連携部水資源・地域プロジェクト課、県土整備部防災砂防課、企業庁水道事業課
関係法令等 河川法、水資源開発促進法、水資源機構法

36 地籍調査の推進

(国土交通省)

【提言・提案項目】 **制度**・予算

- 1 地籍調査のさらなる推進を図るため、測量作業等への新技術の導入促進等、効率化に向けた方策を講じること。
- 2 南海トラフ地震等の大規模災害などに備えるため、国が実施する基本調査の対象範囲の拡大と事業量の大幅な拡充を行うこと。

《現状・課題等》

- 1 地籍調査の成果は、土地の適正かつ計画的な利用を図る上で欠くことのできない基礎的な情報であり、社会資本整備を円滑・着実に実施する礎として、極めて重要な役割を担っています。
また、本県においては、県全域が南海トラフ地震防災対策推進地域に指定されるなど、大規模地震の発生に伴う被害が危惧されており、大規模災害から迅速に復旧・復興を図るために、土地の境界が復元可能となる地籍の整備が重要な課題となっています。
このような中、本県の地籍調査の進捗率は、全国平均の 52%（平成 28 年度末）を大きく下回る 9%であり、より一層推進する必要があることから、財政状況が厳しい中においても、効率的な事業執行により地籍調査が推進されるよう、測量作業等への新技術の導入促進や、一筆地調査の効率化等に向けた方策を講じることが必要です。
- 2 国が実施する基本調査（都市部官民境界基本調査）については、平成 30 年度の実施方針の要件として、DID（人口集中地区）の地籍調査に未着手または長期休止の市区町村であること、DID の割合が高い地域であること等、が示されたことから、本県の市町が要望している事業計画箇所は調査の実施が困難な状況となっています。南海トラフ地震による津波被害想定地域を広範囲にわたって有し、都市部官民境界基本調査の実施を契機とした地籍調査の推進を図っている本県にとっては、都市部官民境界基本調査の対象範囲の拡大と事業量の大幅な拡充が必要となっています。また、高規格道路やリニア中央新幹線などの大規模かつ広域的な事業についても、国が実施する基本調査の対象範囲に拡充し、推進することが必要です。

事務担当 地域連携部水資源・地域プロジェクト課
関係法令等 国土調査法、国土調査促進特別措置法

37 社会インフラとしての地域鉄道の確保・支援の拡充

(国土交通省、総務省)

【提言・提案項目】 制度・予算

地域鉄道の公有民営化および第三セクター化が急速に進む中、地域交通ネットワークの要として、幹線道路と同様に、社会インフラとしての重要な役割を担い、今後の超高齢化社会の中でさらにその必要性が高まる地域鉄道の存続を図るため、国の地域鉄道への評価および支援のあり方を見直して予算の拡充を図ること。

- 1 「鉄道軌道安全輸送設備等整備事業」など鉄道車両整備、鉄道車両検査等鉄道設備修繕予算を拡充すること。
- 2 公有民営化および第三セクター方式により地域鉄道の維持を担っている地方自治体への新たな支援措置を講じること。

《現状・課題等》

- 1 近年、運転免許返納者の増加などにより公共交通の重要性が高まっています。こうした中、地域鉄道はバス交通を含む地域交通ネットワークの要となるなど、地域にとって必要不可欠な社会インフラとして重要な役割を担っています。このような地域鉄道の安全性の維持・向上を図るために、本県では、国の補助制度を活用し、沿線自治体とも協調して施設整備や車両定期検査を含む車両設備等への支援を行っていますが、車両定期検査を含む車両設備および鉄道施設の修繕費に係る国の補助金予算が平成28年度以降大きく減額されており、今年度においても厳しい査定がなされて鉄道事業者および関係する地方自治体の負担が増加しています。経営が厳しい地域鉄道事業者の計画的な車両、施設修繕による安全な運行を支援するための予算を十分に確保・配分し、地域の交通基盤を維持することが必要です。
- 2 本県においては、第三セクター方式によるみなし上下分離となっている伊勢鉄道のほか、「鉄道事業再構築実施計画」の認定を受けて、平成27年4月には「四日市あすなろう鉄道」、平成29年4月には「伊賀鉄道」、そして平成30年1月には「養老鉄道」が公有民営方式に移行するなど、県内地域鉄道全7路線（養老、北勢、三岐、あすなろうく2路線）、伊勢、伊賀）のうち、5路線が公有民営または第三セクター方式での運行となっており、地域鉄道を取り巻く経営環境はここ数年で大きく変化しました。
これら地域鉄道は沿線に複数または大規模な高等学校が立地しているなどの事情を抱え、地域にとって代替がきかない必要不可欠な交通手段であることから、鉄道の存続を図るため、過去のバス事業がそうであったように、沿線自治体が採算の合わない鉄道事業に参画せざるを得ないのが実状であり、このことで増加する鉄道施設および車両の維持・管理等にかかる経費の負担が、沿線市町村や県の財政負担を増大させています。
民間鉄道事業者の赤字路線からの撤退が相次ぐ現状を鑑み、地方の公共交通網を維持する上で必須の地域鉄道の維持・存続を図るため、これを保有・支援する地方自治体に対し、施設の維持管理や運営に関する補助などの新たな支援策を講じるとともに、特別交付税などの地方財政措置をバス事業と同等にするなどの支援措置を講じることが必要です。

事務担当 地域連携部交通政策課

関係法令等 鉄道軌道整備法、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱、
鉄道施設総合安全対策事業費補助金交付要綱

38 高齢者の交通事故対策やインバウンド対策など新たな観点でのバス交通の確保・拡充

(国土交通省、観光庁)

【提言・提案項目】 **制度**・**予算**

「運転免許を返納する高齢者の受け皿を整える」、「自動運転バス等による新たな未来を築く」、「急増するFIT（外国からの個人旅行者）の移動ニーズに対応する」など、新たな観点から、バス交通の重要性や可能性を再評価し、地方の交通ネットワークの確保と将来の拡充に向けた多角的な措置を講ずること。

- 1 地方のバス交通ネットワークの維持・拡大のため、「地域公共交通確保維持改善事業」の予算拡充など支援強化を図ること。
- 2 国主導での自動運転路線バス等の開発、早期導入のさらなる促進を図ること。
- 3 訪日外国人に使いやすい地方バスにするための路線検索機能の充実に向けた支援策を講ずること。

《現状・課題等》

- 1 高齢者の自動車事故の急増が社会問題となる中、道路交通法が改正され、今後、高齢者等の運転免許の返納が大きく進むことが想定されており、これまで運転免許を持たない高齢者や学生等を主な利用対象としていたバス交通を取り巻く環境が大きく変わりつつあります。一方で、自家用車の普及などによる地方のバス路線の弱体化は著しく、路線や便数が大きく削減されるなど、運転免許を返納したくても、受け皿の公共交通網が脆弱で返納できないという地域がほとんどとなっています。この傾向は、少子高齢化が進む過疎地域において特に顕著ですが、地方バス対策にかかる補助金の交付に関し、これら過疎地域の路線が都市部の路線であるかなど、路線の状況等に関わらず、全ての路線に対して生産性の向上に係る一律の基準設定を求め、評価を行う方針が新たに示されています。超高齢化社会の到来を見据え、高齢者の交通事故対策という新たな観点からも、地方にとって必要不可欠な移動手段であるバス交通の重要性を再認識し、現在の方針を見直して地方バス対策予算の拡充を図るとともに、過疎地域等の地域間幹線等への国の補助率をかき上げるなどの支援措置を講ずることにより、地方の生命線であるバス交通ネットワークの維持・拡大を図ることが必要です。
- 2 地方のバス路線を維持する上で、直面している大きな課題が運転手の確保です。今後、運転手不足がバス路線の廃止、縮小の要因となることが懸念されていますが、運転手の確保は容易でないのが実情です。このため、近い将来を見据えた対策として、地域交通の救世主となり得る、自動運転路線バス等の実用化を国が主導し、事業者や研究機関等を積極的に支援して、早期の導入を図ることが必要です。
- 3 政府は訪日外国人旅行者数を2020年までに4,000万人に、2030年までに6,000万人にする目標を掲げており、本県においてもインバウンドの増加を重要施策と位置づけて、関連施策が相互連携する中で取組を進めています。交通政策の側面からは、地方バスをFITの移動手段として活用することで、外国人観光客の拡大を図りたいと考えており、これによって観光振興のみならず、地域住民の利用だけでは維持が困難となりつつある地方バス路線の存続にもつなげたいと考えています。しかしながら、コミュニティバスを含めた地方のバスは、運転本数が少なく、路線も複雑であるなど、外国人にとって利用困難な交通手段となっているのが現状です。このため、本県など地方が進めている路線検索機能の検索対象に地方バス路線を含める取組について、これを定着させ、外国人にも利用可能な仕組みとしていくための支援策を国がコンテンツプロバイダー等と連携して講ずることが、FITの獲得を図る上で有効です。

事務担当 地域連携部交通政策課

関係法令等 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱 など

39 日EU経済連携協定（EPA）およびTPP11に係る農業対策の実施

（農林水産省）

【提言・提案項目】 **制度**・**予算**

日EU経済連携協定（EPA）やTPP11の協定発効に備え、農業競争力の強化および農業経営の安定化を図る具体的な対策を講じること。

- 1 農業の国際競争力を高めていくため、これまで実施してきた「産地パワーアップ事業」および「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業」を継続し、十分な予算を確保すること。
- 2 水田農業の経営安定化に向け、稲・麦・大豆の優良種子の安定的な生産・供給が行われるよう、優良種子の生産に対する財政措置を継続すること。
- 3 水田農業の経営安定化に向け、主食用米の需要に応じた生産が円滑に進むよう、米の需給調整に関する情報提供を強化するとともに、経営所得安定対策の維持・継続を図る予算を十分に確保し、安定的な制度とすること。
- 4 平成31年産から開始される収入保険制度の円滑な導入に向け、制度の安定的な運用に必要な予算を十分に確保すること。
- 5 EUおよびTPP11参加国からの輸入拡大による影響が懸念される畜産経営の安定化を図るため、「畜産経営の安定に関する法律」に基づく「肉用牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）」および「養豚経営安定対策事業（豚マルキン）」を早期に実施するとともに、酪農の経営安定対策を強化すること。

《現状・課題等》

- 1 「産地パワーアップ事業」および「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業」については、競争力強化対策として継続する必要があります。
- 2 本県では、主要農作物種子法廃止後も、優良種子の生産・流通が図られるよう、生産者団体や流通事業者等で構成する米麦協会と連携して対応を図っているところです。引き続き、県において、優良種子生産の低コスト・安定生産に取り組むためには、国による財政措置の継続が必要です。
- 3 全国的に主食用米の供給過剰が生じた場合、急激な米価下落を招くことが懸念されることから、経営所得安定対策の交付水準を維持するとともに、「水田活用の直接支払交付金」の永続性を担保することが必要です。また、都道府県単位での需要に応じた生産が適切に行われるよう、国による関与が必要です。
- 4 農業経営の新たなセーフティネット対策として、多くの農業者が収入保険制度を活用できるよう、保険料・積立金などに係る必要な財政措置を継続的に講じる必要があります。
- 5 EU経済連携協定（EPA）およびTPP11による影響は、豚肉・牛肉で大きいと想定されることから、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づき講じられた牛マルキン・豚マルキンの補填率引き上げ等の措置を、早期に実施する必要があります。

事務担当 農林水産部農産物安全・流通課、農産園芸課、畜産課

関係法令等 総合的なTPP等関連政策大綱、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律、畜産経営の安定に関する法律

40 農地中間管理事業の活用による農地の集積・集約化の促進

(農林水産省)

【提言・提案項目】 **制度**・**予算**

法律施行後5年を目途とした農地中間管理事業のあり方全般の見直しに際しては、農地中間管理事業による集積農地のストックを拡大し、農地の集約化につなげていくため、次に掲げる提案を含め、関係者の意見などを十分ふまえながら、検討を進めること。

- 1 農地中間管理機構や市町村における事務の簡素化・効率化に向け、農地中間管理事業に必要な手続きの一層の改善を図ること。また、既存の農地情報公開システム「全国農地ナビ」を充実させ、Web上において、農地の集積・集約化の進捗状況を視覚的に確認でき、農地中間管理事業の手続きも行える、農地集積・集約化管理システムの導入を図ること。
- 2 2年3作のブロックローテーションが定着している地域において、農地所有者の離農時に農地中間管理事業の活用が促進されるよう、機構集積協力金の交付要件となっている離農前の自作期間の要件を見直すこと。

《現状・課題等》

- 1 農地中間管理事業については、従来の農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の策定・公告（出し手⇒機構）に加え、「農地中間管理事業の推進に関する法律」に基づく農用地利用配分計画の策定・承認（機構⇒受け手）といった手続きを要するなど、二倍の手間が掛かることから、県内市町では、農用地利用集積計画の策定・公告のみで完了する利用権設定の手続き（出し手⇒受け手）を選択する傾向があります。
また、貸借期間の終了時に、農地の出し手が農地中間管理機構への貸付け継続を希望する場合であっても、改めて、農地中間管理事業の手続きを行う必要があることから、農地中間管理機構や市町村における事務負担の軽減が望まれています。
さらに、県内市町では、農地集積の事務手続きを行う農地情報システムを整備してきていますが、これら独自の電算システムが農地中間管理事業の情報管理に対応しておらず、農用地利用配分計画や農地地図の作成などに手間が掛かる要因にもなっています。
- 2 米・麦・大豆を中心とした2年3作の水田ブロックローテーションが定着している本県では、参加農家のほとんどが、水稻は自作し、麦・大豆はオペレーター等に作業委託しています。こうした地域では、離農する農家等が現れても、機構集積協力金の交付要件である、貸付前の自作期間1年以上を満たすことができず、事務負担の大きい農地中間管理事業の活用が選択されない要因にもなっています。

事務担当 農林水産部担い手支援課

関係法令等 農地中間管理事業の推進に関する法律、農業経営基盤強化促進法

41 林業の成長産業化に向けた支援

(農林水産省)

【提言・提案項目】 制度・予算

- 1 林業の成長産業化に向け、林業の基盤づくりや意欲と能力のある経営体の育成、搬出間伐の推進等の持続的林業確立対策、木材の加工流通施設や木造公共建築物の整備等による木材産業等競争力強化対策など、川上から川下に至る総合的な施策を進めるための予算を十分かつ安定的に確保すること。
- 2 公共建築物をはじめ、民間の非住宅分野や中高層建築物など、今後さらなる木材需要の拡大が期待される木造建築物等の提案・設計等ができる人材の育成に向け、関係省庁との連携のもとで、CLT等近年の取組もふまえた大学等での木造建築に関する教育が充実されるよう支援を行うこと。
- 3 国の造林事業（森林環境保全直接支援事業・環境林整備事業）にかかる地方負担を軽減すること。

《現状・課題等》

- 1 本県では、林業の成長産業化に向け、低コスト造林や一貫作業システムの推進など素材生産量の増大に向けた取組、高性能林業機械の導入や路網整備などの基盤整備、紀伊半島初となる合板工場への原木や木質バイオマス発電所へのチップ原料の安定供給体制の構築などの取組を一体的に進めています。今後、新たな森林管理システムのもとで、意欲と能力のある経営体を育成し林業の競争力を強化するとともに、日EU経済連携協定（EPA）やTPP11の締結をふまえた木材産業の競争力の強化につなげるため、こうした取組を継続的かつ安定的に進められるよう、川上から川下に至る総合的な支援策について、安定的かつ十分な予算の確保が必要です。
- 2 CLTの普及に向けたロードマップに基づくさまざまな取組や、東京2020オリンピック・パラリンピックでの木材利用の促進などを契機とし、今後、民間の非住宅分野や中高層建築物などでの木材需要の拡大が期待されますが、こうした木造建築物等の提案や設計ができる人材の不足が課題となっています。建築や材料等についての専門知識を学ぶ大学等の高等教育機関において、木造建築に関するさらなる教育の充実が必要です。
- 3 特定間伐等促進計画に基づき追加的に実施する間伐等については、地方債の特例等の支援措置が講じられていますが、厳しい地方の財政状況の中で森林吸収源対策や意欲と能力のある経営体への施業の集約化を推進するためには、造林事業に係るすべての地方負担を起債対象とするなどの軽減措置が必要です。

事務担当 農林水産部森林・林業経営課
関係法令等 森林法、森林経営管理法（仮称）

42 国立公園ステップアッププログラムの推進に向けた施策の充実・強化

(環境省)

【提言・提案項目】 制度・予算

- 1 訪日外国人等が、伊勢志摩国立公園の自然景観等の魅力を十分体験・体感できるよう、自然公園施設の整備に対する予算を安定的に確保し、都道府県に十分な予算を配分すること。
- 2 平成 30 年 8 月にオープンが予定されている横山園地の「天空カフェテラス」を、国立公園満喫プロジェクトの重要な利用拠点として位置づけ、国内外へのプロモーションを展開するとともに、エクスカーション等への活用を積極的に進めること。
- 3 国立公園の上質な景観を保全するため、国立公園の普通地域における太陽光発電等の大規模開発について、自然公園法等に基づく手続きをさらに強化すること。

《現状・課題等》

- 1 伊勢志摩国立公園では、従来から自然歩道・公衆トイレ等の自然公園施設を整備していますが、施設の老朽化が進んでおり、また、訪日外国人等が国立公園のすばらしい自然景観をゆっくりと楽しむことができる施設も不足しています。このため、伊勢志摩国立公園地域協議会において策定した「伊勢志摩国立公園ステップアッププログラム 2020」に基づいて、施設の整備や改修等に計画的に取り組んでいく必要があります。
- 2 伊勢志摩国立公園のビューポイントである横山園地からの眺望は、トリップアドバイザーの「日本の展望スポットランキング (2017 年)」にも選ばれるなど、日本の国立公園が誇る絶景スポットとなっています。この横山園地に平成 30 年 8 月にオープンする「天空カフェテラス」を重要な観光拠点として位置づけ、周遊ツアーやインスタミートなどのイベント、国際会議のエクスカーション等での活用を進めるなど、国内外への積極的なPRを展開することで、伊勢志摩への誘客を促進していくことが重要です。
- 3 伊勢志摩国立公園は、私有地が 96%を占め、地域住民の暮らしや営みによって豊かな自然が育まれてきた国立公園であり、また、普通地域の占める割合が約 68%と高いことが特徴です。「国立公園普通地域内における措置命令等に関する処理基準」が平成 29 年 3 月に改正され、普通地域における太陽光発電施設の設置数は減少傾向にありますが、依然として 10ha を超える大規模な発電施設の建設が進められており、世界水準のナショナルパーク化をめざす伊勢志摩国立公園の景観や自然環境に与える影響が懸念されています。

事務担当 農林水産部みどり共生推進課
関係法令等 自然公園法

43 水産業改革をふまえた水産業の成長産業化に向けた支援

(農林水産省)

【提言・提案項目】 **制度**・予算

- 1 水産業改革にあたっては、漁業者の意見を十分聞き、水産業の成長産業化につながるよう漁業の所得向上やその活性化に向けた取組を推進すること。
- 2 サンマおよびウナギ種苗の不漁原因究明と国際的な資源管理の強化に取り組むとともに、ウナギ種苗の生産技術開発を加速させ、養殖業者への種苗供給体制を構築すること。また、イカナゴ資源激減に対する原因究明の研究を行うこと。
- 3 水産物の輸出促進の障壁となっている放射性物質検査証明に関し、輸出先国に対してその撤廃を働きかけること。
- 4 「漁業人材育成総合支援事業」において就業準備前の漁業体験等を支援するとともに、研修期間の延長など長期研修支援を拡充し、漁業への就業・定着を高めること。また、漁業への着業率が高い漁家子弟の漁業への就業促進に必要な要件を緩和すること。

《現状・課題等》

- 1 水産物の高付加価値化や輸出の促進など、水産業の成長産業化の取組を進め、もうかる水産業の展開を加速させていくことが重要です。このため、資源管理や、生産性向上、海面利用制度などの水産業改革にあたっては、漁業者の意見を十分聞き、水産業の成長産業化につながるよう漁業の所得向上やその活性化、水産業の体質強化を図る取組を推進することが必要です。
- 2 本県のサンマは平成29年漁期もほぼ漁獲されておらず、また、ウナギ種苗の採捕量も前漁期の1割未満と激減しています。加えて、伊勢湾のイカナゴ漁は3漁期連続して解禁を見合わせ、漁業者のみならず、地域の水産加工業などにも多大な影響が出ています。サンマやウナギ種苗については、本県漁業者のみで資源管理が完結しないことから、その不漁原因究明と国際的な資源管理の強化が必要となっています。とりわけ、ウナギ種苗については、生産技術開発を加速させ、ウナギ養殖業者への安定的な種苗供給が必要です。また、イカナゴについても、三重・愛知の漁業者が協力して資源管理に取り組んでいますが、その資源激減の原因究明が必要です。
- 3 本県からの水産物の輸入に際し、中国、韓国、インドネシア、コンゴ民主共和国の4国は放射性物質検査証明を、レバノン、オマーン、サウジアラビア、バーレーンの4国は放射性物質検査結果報告書の添付を求めています。しかしながら、本県水産物からこれまで東日本大震災起因の放射性物質は検出されておらず、この検査証明にかかる手間と費用が事業者の負担として、輸出促進の障壁となっています。
- 4 地域の漁業や漁村生活を体感する宿泊をとまなう漁業体験等で得た経験は、就業希望者が漁業への就業を選択する上で、重要な選択要因となっています。また、気象や海象などに影響を受ける漁業において、新たな漁業事業者が確実に定着するには、漁業技術や経営を理解・実践する十分な研修等の期間が求められています。そのため、「漁業人材育成総合支援事業」において就業準備前の漁業体験等の支援の拡充や、研修期間の延長など長期研修支援の拡充が必要です。あわせて、漁家子弟の漁業への就業促進のため、次世代人材投資（準備型）事業において3親等以内の親族のもとで就業できるなどの要件の緩和も必要です。

事務担当 農林水産部水産資源・経営課、漁業環境課

関係法令等 海洋生物資源の保存及び管理に関する法律、内水面漁業の振興に関する法律

44 山地災害の未然防止や海岸保全の推進

(農林水産省)

【提言・提案項目】 制度・予算

- 1 中・小規模の山地災害の復旧が計画的に行えるよう、復旧治山事業の採択要件である全体計画事業費の下限（7,000万円）を緩和すること。
- 2 南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域における国土保全に資する海岸保全施設の早急な整備については、早急かつ計画的に進められるよう、予算の重点配分を図ること。また、新たな財政支援制度の創設など、地方財政への影響を緩和することにより、整備の着実な推進を図ること。

《現状・課題等》

- 1 近年、台風や集中豪雨等による山地災害の発生が増加しており、大規模なものから中小規模なものまでさまざまな崩壊地が発生し、荒廃地の復旧に向けて計画的かつ早期の対応が求められています。国庫補助事業である復旧治山事業の採択要件は、全体計画事業費7,000万円以上と定められており、それに満たない山地災害については県の単独事業として対応しているところですが、厳しい財政状況の中で計画的な事業の進捗に支障をきたしています。県民の生命・財産を守るため、7,000万円未満の中・小規模の山地災害についても、その費用対効果が高く、緊急性を要するものについては国庫補助事業の対象として早急かつ計画的に治山事業を推進する必要があります。
- 2 県内の漁港海岸保全施設の多くは伊勢湾台風直後に築造されており、老朽化が著しく進んでいます。また、南海トラフ地震発生の際の緊迫度が増す中で、早期整備に向けた地域住民からの要望が非常に強く、海岸保全施設の耐震化・長寿命化などの整備を早急かつ計画的に進めるよう求められています。しかし、これらの整備には多大な費用と長期間を要することから、予算の重点配分を図ることが必要です。また、地方の厳しい財政状況を鑑み、新たな財政支援制度の創設など、地方財政への影響を緩和することにより、整備を着実に推進することが必要です。

事務担当 農林水産部治山林道課、水産基盤整備課

関係法令等 森林法、海岸法、南海トラフ地震にかかる地震防災対策の推進に関する法律

45 ジビエの持続的なビジネス展開に向けた支援の充実

(農林水産省)

【提言・提案項目】 **制度**・予算

- 1 「ジビエ倍増モデル整備事業」によるビジネス化の取組が進む中で、捕獲から食肉処理加工、流通、販売までに関わる全ての事業者が、安全かつ高品質なジビエを提供できる十分な知識や技術を身につけることができるよう、人材の確保・育成に向けた支援を継続して実施すること。
- 2 ジビエの認知度向上による消費拡大につなげるため、消費者が利用しやすい商品開発や販売活動を支援するとともに、ジビエの魅力を継続的に広く国民に伝えること。

《現状・課題等》

- 1 捕獲した野生の鹿や猪のジビエとしての利活用が増加する中、本県では、『みえジビエ』品質・衛生管理マニュアル』によるジビエの品質向上や衛生管理に取り組むとともに、このマニュアルを遵守する解体処理、加工、販売、飲食に関わる事業者を登録する「みえジビエ登録制度」を設け、ジビエの安全・安心を確保するための取組を進めています。
こうした取組は、安全で高品質なジビエを供給するために必要不可欠であり、継続して実施することで、消費者から信頼性の高いジビエとしての地位が確立されていくものと考えています。
さらに安定供給に向けては、ジビエ利用に適した捕獲・解体処理技術を有する人材を継続して確保・育成することが重要であるため、きめ細かな研修等を実施し、技術レベルの高度化・平準化を図る必要があります。本県では、こうした研修を受講し、一定水準の技術を有する人材を認定する制度について、導入検討を進めているところです。
- 2 ジビエの消費拡大に向けては、国が中心となって、地域の事業者等が行なうジビエを簡単に美味しく料理できる調味生肉や加工商品の開発・販売、メニューづくりなどを支援するとともに、消費者が抱くジビエのイメージを向上させる情報発信を継続して行っていく必要があります。

事務担当 農林水産部フードイノベーション課

関係法令等 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律

46 若年無業者に対する安定的な就労支援体制の確保

(厚生労働省)

【提言・提案項目】 制度・予算

若者の職業的自立を促す効果的な支援が実施できるよう、地域若者サポートステーション事業において、所要額の確保に努めるとともに、多様化する支援の実態を調査し、その結果に基づき、委託期間の複数年度化や委託費の算定の見直しを検討すること。

《現状・課題等》

- 本県では、若者就職支援機関等で構成するネットワーク等と連携しながら、地域若者サポートステーションを活用することで、自立訓練・職場体験事業を実施し、若年無業者の就労を促進しています。
近年、雇用情勢の改善に伴い、これまで就労が困難とされていた若者も就職に結びつく事例が増加し、県内地域若者サポートステーションの新規登録者数は減少傾向にあります。
一方で、県内地域若者サポートステーションを訪れる若者の就労に向けた課題は複雑化・深刻化する傾向にあり、一人の支援にかかる期間が長期化する場合も多くなっています。
- 地域若者サポートステーション事業については、支援対象者を若年無業者のうち「概ね6か月以内を目途に就職活動を開始することを目標とする者」等と定義し、毎年度、事業の実施団体を選定しており、単年度ごとの評価となっていることから、若年無業者への中長期的な支援計画が立てられないなど、安定的に十分な支援体制を確保することが困難となっています。
近年の多様化する支援の状況に鑑み、全国的な実態調査を実施し、その結果に基づいた委託期間の複数年度化、委託費の算定（対象経費の拡大や単価等）の見直しが必要です。

事務担当 雇用経済部雇用対策課
関係法令等 青少年の雇用の促進等に関する法律

47 障がい者の雇用および職場定着を進めるための企業支援の強化

(厚生労働省)

【提言・提案項目】 制度・予算

- 1 障がい者雇用を進める企業について、社会的に評価される仕組みを構築すること。特に障害者雇用率制度の対象外である中小企業に対する財政的支援について、さらなる充実を図ること。
- 2 平成 30 年 4 月の精神障がい者の雇用義務化およびそれに伴う法定雇用率の改定を契機として、精神障がい者の雇用をさらに進めるため、企業への支援を強化すること。
- 3 法定雇用率の改定に伴い雇用率が未達成となる企業や、新たに障害者雇用率制度の対象となる中小企業について、重点的な支援策を講じること。
- 4 地域が主体的に、障がい者の雇用・定着を促進するための課題解決に向けた対策を推進できるよう、新たな財政的支援策を講じること。

《現状・課題等》

- 本県の民間企業における障がい者の実雇用率については、平成 25 年は 1.60% で都道府県別全国順位は最下位でしたが、三重労働局と県で「障害者実雇用率改善プラン」（平成 28 年度からは「障がい者雇用推進プラン」）を策定し、連携して障がい者雇用の促進に取り組んできた結果、平成 29 年の実雇用率は 2.08%（全国 20 位）となっています。しかしながら、実雇用率の伸びは鈍化しており、平成 29 年度に本県が実施した「障がい者雇用・定着実態調査」においては、障がい者を雇用している企業等の割合は約 23% で、特に企業規模が小さくなるほど障がい者雇用に消極的となっています。経済団体等からは、例えば、「特定求職者雇用開発助成金（障害者初回雇用コース）」の障害者雇用率制度の対象外企業への拡大、障がい者雇用を推進する企業への社会的評価の向上など、障がい者雇用を進める企業が評価される仕組みづくりやインセンティブ、特に中小企業に対する財政的支援など、企業の障がい者雇用を促進する支援策の充実を求められているところです。こうした中、本県では、従来からの障がい者雇用率の高い企業への表彰に加えて、長期雇用や障害者就労施設等へ積極的に発注を行う企業に対して感謝状を贈呈するとともに、それらの企業の取組を広く発信する予定です。
- 県内のハローワークにおける平成 28 年度の障がい者の就職件数は 1,545 件で、うち、精神障がい者の割合は 45.2% と、身体障がい者の割合 30.7% を大きく上回っています。平成 30 年 4 月の精神障がい者の雇用義務化を契機として、企業において精神障がい者の就労・定着を支援するために、精神障がい者の就労に関する理解の促進や、企業在籍型ジョブコーチの育成、職場環境の整備などのさらなる支援が必要です。
- 法定雇用率の改定に伴い雇用率が未達成となる企業や、新たに障害者雇用率制度の対象となる中小企業に対しては、専用相談窓口の設置や企業訪問により指導・助言を行う人材の配置、新たに障がい者雇用に取り組む企業向けの研修会など、企業の取組を促すための重点的な支援策が必要です。

- 本県においては、これまで、「ステップアップカフェ」（障がい者がフロントヤードで働くカフェ）の運営による障がい者雇用に係る企業や県民の意識醸成、障がい者の就労支援のための企業担当者のスキルアップ研修、企業間ネットワークの構築による企業見学会および情報交流会など、独自の取組を行ってきました。しかしながら、「障がい者雇用・定着実態調査」においては、企業が障がい者の雇用・職場定着を進める上で、企業における「仕事の切り出し」、「適性・能力の把握と適切な作業配分」、「従業員の障がい特性の理解と対応方法」、障がい者における「労働意欲の維持」、「能力開発」など、まだまだ多くの課題を抱えていることが明らかになっています。

本県では、平成 26 年度に、経済・労働・福祉・教育・行政など多様な分野の関係者で構成する「三重県障がい者雇用推進協議会」を立ち上げ、障がい者雇用を進めるための施策等について協議し、先進事例の視察・情報共有、関係者間の情報交流など県民総参加による障がい者雇用の推進に取り組んでいるところですが、まだまだ十分な取組には至っていません。例えば、地方自治体を中心となって構成される協議会等からの提案に基づき、地方自治体を中心となって地域における高齢者の就労促進に資する事業を幅広く実施する「生涯現役促進地域連携事業」の障がい者版事業が創設されれば、企業における仕事の切り出しおよび障がい特性の理解へのきめ細かなコンサルティング、障がい者の職業意識向上セミナーなど、障がい者の就業促進に資する事業を幅広く実施することにより、地域で障がい者が個々の能力や適性に依拠していきいきと活躍できる環境づくりをスムーズに進めることができます。

事務担当 雇用経済部雇用対策課
関係法令等 障害者の雇用の促進等に関する法律

48 事業承継の支援

(中小企業庁)

【提言・提案項目】制度・**予算**

地域経済を支える重要な存在である中小企業の後継者難による廃業を減らし、円滑な事業承継を進めるため、支援体制および支援施策の充実を図ること。具体的には、平成29年度補正予算で措置された「事業承継・世代交代集中支援事業」(プッシュ型事業承継支援高度化事業及び事業承継補助金)を少なくとも「事業承継5ヶ年計画」(中小企業の事業承継に関する集中実施期間)中において維持・拡充するとともに、事業引継ぎ支援センターの機能強化のための予算拡充や、事業承継支援を経営発達支援計画の対象事業として伴走型小規模事業者支援推進事業補助金の拡充を図ること。

《現状・課題等》

- 本県では、地域の成長戦略として、平成24年7月に「みえ産業振興戦略」を策定(平成28年3月改訂)、平成26年4月に「三重県中小企業・小規模企業振興条例」(第20条で事業承継の支援を明記)を施行し、地域経済の重要な担い手である中小企業・小規模企業を支援するため、経営の安定・向上、人材の育成、資金供給の円滑化、創業や事業承継の促進などに取り組んでいるところです。
- 現在、我が国の経営者の平均年齢は約60歳と言われ、特に自営業主では70歳代以上が最も多く、こうした企業が事業承継できずに廃業に追い込まれれば、雇用はもとより、優れた技術・サービスやノウハウが失われ、大きな損失となるため、円滑に事業引継ぎができるよう支援する必要があります。事業承継後の企業や経営者が若い企業ほどIT導入・活用などの新たな取組を行っていることから、県としましては、昨年4月からの中小企業経営承継円滑化法の権限移譲(事業承継税制、金融支援の認定事務)を追い風に、今後より積極的に事業承継の促進に取り組むことで、中小企業・小規模企業の生産性向上・付加価値向上を加速させていきたいと考えています。
- また、平成29年度事業承継ネットワーク構築事業の地域事務局に公益財団法人三重県産業支援センターが採択され、金融機関や商工団体、士業等専門家の民間機関、また公的機関からなる「三重県事業承継ネットワーク」を平成29年8月に組成し、「三重県事業承継支援方針」の策定や事業承継診断等の事業を行ってきました。
- 平成30年度以降は、「三重県事業承継支援方針」に基づき、ネットワークを核とするオール三重体制により、プレ承継・事業承継・ポスト承継の各段階に応じたきめ細かな支援を総合的・集中的に実施(平成29年度から5年間)していくこととしています。
- このため、平成31年度以降においても、本ネットワークで実施する個社支援充実のための予算措置や対象事業の拡充を図るとともに、事業引継ぎ支援センターの機能強化に係る予算拡充や、事業承継支援を経営発達支援計画の対象事業として、伴走型小規模事業者支援推進事業補助金の拡充を図ることにより、地域における事業承継支援の取組を促進する必要があります。

事務担当 雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

関係法令等 中小企業経営承継円滑化法、中小企業基本法、小規模企業振興基本法、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律

49 地域未来投資促進法に基づく支援制度の要件緩和・拡充

(内閣府、経済産業省)

【提言・提案項目】 **制度**・予算

- 1 地域経済牽引事業を促進するための支援措置として追加された「地方創生推進交付金（地域経済牽引事業分）」を活用して、設備投資に対する補助制度を創設する場合、地域未来投資促進法に基づく基本計画への補助制度に関する記載をもって地域経済牽引事業計画添付の代替が認められるなど、申請要件を緩和すること。
- 2 2019年3月31日を期限とする「地域経済牽引事業に対する課税の特例」を2023年3月31日まで延長すること。

《現状・課題等》

- 平成29年7月に地域未来投資促進法が施行され、地方創生推進交付金の対象に地域経済牽引事業に関する事業が追加されるとともに、地域経済牽引事業者の設備投資に対する課税特例（法人税・所得税）など、新たな支援措置が設けられたところです。
本県は、全市町と共同して、ものづくり、農林水産・地域商社、観光・文化、スポーツ、ヘルスケア等の幅広い産業分野の地域経済牽引事業を促進するための基本計画を作成し、平成29年9月に国の同意を受けました。
本県では、全市町、産業団体、金融機関、大学等と連携を図りながら、地域未来投資促進法に基づく支援制度を事業者に周知し、これまでに14件(平成30年4月末現在)の地域経済牽引事業計画を承認しているところであり、今後さらに支援制度を最大限活用して、地域経済牽引事業を促進していきたいと考えています。
- 地方創生推進交付金（地域経済牽引事業分）については、地方創生推進交付金（一般分）と比べて要件が緩和され、個別の地域経済牽引事業者の設備投資に対する補助（ハード事業）が可能となりました。しかしながら、交付金実施計画申請時に、地域経済牽引事業計画を添付することが要件とされていることから、あらかじめ補助対象事業者を決定しておく必要があり、同交付金の交付決定後に補助対象事業者を募集して、選定しづらい制度となっています。
このため、設備投資に対する補助制度を創設する場合、交付金実施計画申請時に求められる個別の地域経済牽引事業計画の提出を不要とし、地域未来投資促進法に基づく基本計画中对象とする具体的な産業分野などの記載をもって代替が認められるなど、申請要件の緩和が必要です。
- 地域経済牽引事業者に対する課税特例の適用については、租税特別措置法で2019年3月31日までに取得し、供用を開始した設備投資を対象とする旨規定されています。しかしながら、地域未来投資促進法施行後に工場建設など長期に及ぶ設備投資を行う場合においては、現行制度の対象期間内に供用開始することが困難です。
このため、地域経済牽引事業計画に掲げる全ての設備投資が課税特例の対象となるよう、地域経済牽引事業計画の計画期間（2023年3月31日まで）との整合を図る観点からも、適用期間を2023年3月31日まで延長する必要があります。

事務担当 雇用経済部企業誘致推進課

関係法令等 地域未来投資促進法、地域再生法（地方創生推進交付金交付要綱）、租税特別措置法

50 学校施設の耐震性の確保等、学校施設整備事業の拡充と財源確保

(文部科学省)

【提言・提案項目】 制度・予算

- 1 児童生徒等の安全確保の観点から、公立学校における耐震化を進めるため、非構造部材の耐震対策工事についても、建物の耐震化と同様の算定割合の引き上げ（ $1/3 \rightarrow 1/2$ ）を行うこと。
- 2 津波浸水想定区域内にある公立学校施設の高台移転等の津波対策を推進するため、津波対策のための不適格改築事業の要件を緩和するとともに、必要な用地取得費や造成費を補助対象に含めるなど支援制度を拡充すること。
- 3 公立学校施設の老朽化等に伴い施設整備の需要が増大する中、施設整備計画に基づく円滑な事業推進がなされるよう十分な財源を確保すること。また、公立学校施設整備事業が実態に即したものとなるよう、建築単価の引き上げ等、支援制度を充実させるとともに、できる限り当初予算で財源を確保し、早期に事業採択を行うこと。
- 4 私立学校施設の耐震化事業に対する補助率の引き上げ（ $1/2 \rightarrow 2/3$ ）および改築工事の補助対象期間延長を行うこと。また、非構造部材の耐震対策工事についても補助率の引き上げ（ $1/3 \rightarrow 1/2$ ）を行うこと。

《現状・課題等》

- 1 本県の公立小中学校の建物の耐震化については、市町教育委員会が「地震防災対策特別措置法（平成7年法律第111号）」の特例による算定割合の引き上げや地方財政措置を活用し、積極的に対策に取り組んだ結果、平成28年度をもって完了しました。
非構造部材の耐震対策についても早期に完了させる必要がありますが、屋内運動場等の天井等の落下防止対策については、平成25年8月に技術基準や手引きが示されて以降、対策を進めているものの、平成30年4月1日現在で対策未実施棟数は13棟（対策実施率97.7%）となっています。（平成29年4月1日現在の対策実施率は95.3%（全国平均97.1%）で全国37位）
また、平成28年に発生した熊本地震においても被害が発生した、窓ガラスや外壁などの非構造部材についても、対策の対象が多岐にわたることもあり、対策実施率は平成30年4月1日現在で22.3%と低い状況にあります。
地震特措法による算定割合引き上げの特例措置は2021年3月31日まで延長されていますが、児童生徒等の安全確保の観点から公立小中学校施設の耐震化を推進するため、非構造部材の耐震対策工事についても、建物の耐震化と同様に現状の算定割合を $1/3$ から $1/2$ に引き上げる必要があります。
- 2 平成26年3月に本県が公表した津波浸水予測図によると、津波浸水域内にある公立小中学校は120校（23.4%）で、うち103校が避難所に指定されています。時間的余裕をもって避難できる高台が周辺になく、屋上等においても津波に対する安全性が確保されない学校にあっては、高台移転や高層化等の対策が必要です。（学校数は平成29年度調べによる）
平成27年度に津波対策のための不適格改築事業の拡充が行われましたが、補助要件である「津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）」に基づく「津波防災推進計画」の策定は全国的にも進んでいないため、補助事業の活用が難しくなっています。

津波浸水区域内にある建物で高台移転や高層化が必要なものについては、不適格改築事業の対象にするとともに、補助対象になっていない用地取得費や土地の造成費を補助対象に含めるなど、支援制度のさらなる拡充が必要です。

3 公立学校施設については、児童生徒急増期に整備された建物の老朽化が進むとともに、トイレ環境の改善や空調設備の設置など様々な教育環境の質的な向上が求められていることなどから、施設整備の需要も増大しています。平成 26 年度以降、公立学校施設整備費は要望額が予算額を上回り、事業の一部の採択が見送られてきている中、平成 28 年度からは東日本復興特別会計への予算の計上がなくなったこともあり、さらに大幅に採択が見送られ、施設整備計画に沿って進めてきた事業に遅延や中止などの支障が生じており、十分な財源確保が喫緊の課題です。

平成 28 年度においては、大型の第二次補正予算が措置されたことにより、前年度並みの予算が確保されました。補正予算では、前倒し可能な次年度実施事業も採択されるため、予算確保の面では有効ですが、事業内容や着手時期、市町の計画や予算措置の関係上、予算の活用が難しい場合もあることから、施設整備計画に基づく全ての事業が実施できるよう、できる限り当初予算で財源を確保し、早期に事業採択が行われることが必要です。

平成 27 年度	一般会計当初予算	645 億円	復興特会当初予算	1,404 億円	一般会計補正予算	388 億円
平成 28 年度	当初予算	709 億円	補正予算	1,407 億円	(← 29 年度事業の一部を前倒し)	
平成 29 年度	当初予算	690 億円	補正予算	662 億円	(← 30 年度事業の一部を前倒し)	
平成 30 年度	当初予算	682 億円				

また、公立学校施設整備事業の交付金額は、学級数に応ずる必要面積や 1 m²あたりの建築単価等により算出され、その基準や算出方法は毎年文部科学省から示されています。必要面積は、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律（昭和 33 年法律第 116 号）」に規定する学級編制の標準により算定されるため、少人数学級等により標準を上回る学級数に係る面積は交付金額の算定に反映されません。さらに、近年、資材費の高騰や作業員不足に伴う工期延長等により工事費が増加する傾向にあり、平成 26 年度以降、毎年、建築単価の引き上げが行われていますが、依然として実際に必要となる単価と乖離しており、設置者の負担が増大しています。

このため、必要面積の弾力的運用や、建築単価の大幅な引き上げ等を行い、実情に合った補助制度となるよう改善する必要があります。

4 本県の私立学校では、公立学校に比べて校舎の耐震化が遅れています。（平成 30 年 3 月 31 日現在、耐震化率 97.6%）

また、国の私立学校に対する耐震化の促進事業は、公立学校に比べ補助率が低く、改築工事の補助対象が私立幼稚園のみから私立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校に拡大されたものの、拡大された校種に対する補助は平成 30 年度までの時限措置となっています。

私立学校の耐震化を促進するためには、耐震補強工事の補助率の上限を、公立学校と同様に 1 / 2 から 2 / 3 に引き上げるとともに、私立幼稚園以外の校種についての改築工事の補助対象期間を延長する必要があります。

さらに、児童生徒等の安全確保の観点から、耐震対策実施が進んでいない窓ガラスや外壁などの非構造部材の耐震対策工事の補助率についても、建物の耐震化と同様に 1 / 3 から 1 / 2 に引き上げる必要があります。（平成 29 年 4 月 1 日現在、耐震対策実施率 30.0%）

事務担当 教育委員会事務局学校経理・施設課、環境生活部私学課、子ども・福祉部少子化対策課

関係法令等 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律、地震特措法、地震財特法、南海トラフ特措法、

公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、学校施設環境改善交付金交付要綱、私立学校施設整備費補助金交付要綱

51 学校現場における働き方改革のための人的支援の拡充

(文部科学省、スポーツ庁)

【提言・提案項目】 **制度**・**予算**

- 1 教職員の総勤務時間縮減など働き方を改善し、子どもたち一人ひとりの未来を拓く充実した教育の実現を図るため、小中学校のうち教頭が複数配置とならない大規模校に配置した主幹教諭の職務遂行充実に向け、加配定数を拡充すること。
- 2 教職員が子どもと向き合う時間を十分確保するとともに、学校だけでは解決が困難な事案等にチームとして適切に対応するため、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家の配置拡充に係る予算について、十分な額を確保し、補助率を引き上げること。
- 3 子どもたちの健全な発達と教職員の負担軽減を図るため、部活動指導員の配置にかかる予算を確保するとともに、部活動指導員の補助制度の負担割合を見直し、各自治体の地域事情に応じた活用ができる制度とすること。また、高等学校、特別支援学校高等部への部活動指導員の配置も補助対象とするよう制度を拡充すること。

《現状・課題等》

- 1 本県では、平成 27 年度から、学校の組織運営体制の充実と教職員間の協力・協働の推進、教育施策の充実等を実現するため、小中学校のうち教頭が複数配置とならない大規模校（30 校）に対して主幹教諭を配置しています。主幹教諭は、授業を受け持ちつつ、教頭業務の一定部分を担い、関係主任と連携して校長と教頭を補佐し、学校の管理運営に関する事項等に取り組んでいます。取組の成果として、教頭の職務が充実するとともに、校内の各種業務の迅速な処理、保護者への組織的で適切な対応、地域や関係機関との連携、各学年および各分掌担当の一層の連携など、より組織的な学校運営が実現しています。

教職員の総勤務時間縮減など働き方を改善し、子どもたち一人ひとりの未来を拓く充実した教育の実現のため、教頭が複数配置とならない多くの大規模校に配置している主幹教諭の職務遂行を充実させていくことが求められています。

また、平成 30 年度予算の概算要求においても「主幹教諭の配置充実による学校マネジメント機能強化」が示されており、こうした取組を実現し、加配定数を拡充していくことが必要です。

- 2 子どもをめぐる課題が複雑化・多様化している中、教職員を中心とした学校組織から、教職員が多様な専門家と連携・協働するチーム学校の構築が求められています。

本県では、スクールカウンセラー（SC）をすべての中学校区（154 中学校区：義務教育学校 1 校含む。）と高等学校 36 校に配置し、小学校から中学校への途切れのない支援を行うことで、教育相談体制の充実を図っています。また、平成 30 年度は、スクールソーシャルワーカー（SSW）1 名を増員して、11 名体制としています。その一部を通常の派遣に加え高等学校 7 校（拠点校）に配置し、近隣中学校区の定期巡回をあわせて行うことにより、事案の未然防止および早期発見・早期対応を図っているところです。

このような中、教職員が子どもと向き合う時間を十分確保するとともに、学校だけでは解決が困難な事案等にチームとして適切に対応することが求められており、SC や SSW 等について現状以上の人員および時間を確保することが必要なことから、補助率を 1 / 3 から 1 / 2 に引き上げるとともに、十分な財源確保が喫緊の課題です。

3 本県では、適切な部活動運営に向けて、「三重県部活動ガイドライン」を平成 29 年度末に策定するとともに、本年度からは外部指導者の配置に加え、新たに部活動指導員を配置しています。

中学校には10名の部活動指導員と、5名の外部指導者を配置・派遣しているものの、人材を十分確保できない状況が続いています。現在、「部活動指導員配置促進事業」の補助割合は、国 1 / 3 に対して、市町村が事業主体の場合は市町村 1 / 3、都道府県 1 / 3、都道府県が事業主体の場合は都道府県が 2 / 3 となっていますが、より多くの部活動指導員を配置するためには、国 1 / 3 を除いた残り 2 / 3 の市町村と都道府県の負担割合について、各自治体の地域事情に応じて柔軟に対応できるよう、補助制度の条件緩和が必要です。

また、教員の負担軽減を図り、生徒にとってより効果的な部活動を展開するためには、高等学校、特別支援学校高等部への部活動指導員の配置も補助対象とするよう制度を拡充し、部活動指導員の配置を進める必要があります。

事務担当 教育委員会事務局教職員課、生徒指導課、保健体育課、高校教育課、小中学校教育課

関係法令等 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

「次世代の学校・地域」創生プラン～学校と地域の一体改革による地域創生～」（平成 28 年 1 月 25 日 文部科学大臣決定）
学校教育法施行規則の一部を改正する省令（平成 29 年 4 月 1 日施行）

52 学級編制標準の引き下げと加配定数の維持・拡充

(文部科学省)

【提言・提案項目】 **制度**・**予算**

- 1 小学校2年生以降の学級編制標準を引き下げること。
- 2 複式学級、特別支援学級の学級編制標準を引き下げること。
- 3 先行実施している30人学級や、特別支援教育、外国人児童生徒への支援、小中一貫教育、小学校英語教育、チーム学校の推進などの教育課題に的確に対応するとともに、学校における「働き方改革」のための指導体制の改善を図るため、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律」(平成29年4月1日改正)による基礎定数化の着実な推進および加配定数の維持・拡充を行うこと。

《現状・課題等》

- 1 本県では、小学校1、2年生での30人学級(下限25人)および中学校1年生での35人学級(下限25人)を実施するとともに、平成24年度からは国の加配定数を活用し、小学校2年生で36人以上の学級を解消していますが、全学年で少人数学級編制を実施することが求められています。
また、加配定数を含めた教職員定数の総数が年度末にならないと明確にならない状況では、計画的・安定的な教員の採用を実施することが困難な状況です。
- 2 複式学級を有する学校の普通学級においても、特別な支援を必要とする児童生徒が一定数在籍しており、現行の複式学級編制では発達段階に応じた対応が困難になっています。このため、複式学級を有する学校について、小学校においては学級編制標準の引き下げ、中学校においては複式学級の解消が求められています。
また、特別支援学級については、重度、重複の障がいのある児童生徒が年々増加する中、これらの児童生徒へのきめ細かな対応が求められており、多人数(7~8人)の学級での指導が困難になっています。このため、特別支援学級の学級編制標準の引き下げが必要です。
- 3 本県では、年々増加する特別な支援を必要とする児童生徒や、日本語指導を必要とする外国人児童生徒に対して、基礎定数および国加配とともに県単独加配を配置し、個々の状況にあわせて対応しているところですが、先行実施している30人学級の継続や、小中一貫教育、小学校英語教育、チーム学校の推進などの教育課題に的確に対応するとともに、学校における「働き方改革」のための指導体制の改善を図るため、「公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律(昭和33年法律第116号)」(平成29年4月1日改正)による基礎定数化の着実な推進および加配定数の維持・拡充を行うことが必要です。

事務担当 教育委員会事務局教職員課

関係法令等 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

53 義務教育費国庫負担制度の充実

(文部科学省)

【提言・提案項目】 **制度**・予算

教員が使命感や誇り、熱意を持って子どもたちを指導していけるよう、教員の職務の特殊性に十分配慮し、勤務実態に応じた処遇の改善を実施するとともに、義務教育に必要な財源は国の責務として完全に措置すること。

《現状・課題》

- 全ての学校に、資質・能力の高い優秀な教員を確保し、憲法に定める教育の機会均等や教育水準の維持向上など義務教育の根幹を保障することは国の重大な責務であり、公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法、義務教育費国庫負担法等により、その確保が図られてきたところです。
- 学校教育を取り巻く課題は、一層複雑・多様化しており、教員にはより高度な専門性や豊かな人間性が求められています。また、教員の業務は一段と過密化し、負担が増加しています。
- このような状況の中、信頼される学校づくりを組織的に進めていくためには、より資質・能力の高い優秀な教員を確保していくことや教員の士気を高めることが重要な課題となっています。
- こうした課題に対応するためには、教員の職務の特殊性に十分配慮し、勤務実態に応じた処遇の改善を実施するとともに、義務教育に必要な財源は国の責務として完全に措置することが必要です。

事務担当 教育委員会事務局福利・給与課

関係法令等 公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律、学校教育の水準の維持向上のための義務教育諸学校の教育職員の人材確保に関する特別措置法、義務教育費国庫負担法、簡素で効率的な政府を実現するための行政改革の推進に関する法律等

54 いじめ・不登校対策の推進

(文部科学省)

【提言・提案項目】 **制度**・**予算**

いじめをはじめとするさまざまな悩みの相談やいじめの通報に応えるための「SNSを活用した相談体制の構築に向けた調査研究」およびいじめの予防授業や解決に向けた提案を行うための「いじめの防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究」について、いじめ対策を進める上で非常に効果的であることから、継続的に実施できるよう必要な予算を拡充すること。

《現状・課題等》

- 本県では、「三重県いじめ防止条例」を制定（平成 30 年 4 月施行）し、社会総がかりでいじめの防止に取り組むこととしています。いじめの防止には、子どもたちやその保護者が相談、通報できる多様な選択肢を用意すること、子どもたちが主体的に行動できる力を育むことが重要です。
- こうした中、本県では、より相談しやすい環境を充実させるため、平成 30 年度に「SNS等を活用した相談体制の構築」事業を活用し、SNS相談窓口を開設したところです。その中で、県内全ての中学生、高校生に年度末まで相談、通報できる環境を提供しています。継続的かつ効果的・円滑な相談体制を構築するために、相談窓口の開設日数を増やすとともに相談できる時間帯を延長する必要があります。
- また、子どもたちがいじめの防止に主体的に行動できるよう、平成 29 年度に「いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究」事業を活用し、弁護士の助言をふまえ「いじめ事例別ワークシート」を作成するとともに、それを用いたいじめ防止授業を実施したところです。平成 30 年度は、授業を通じた「三重県いじめ防止条例」の周知をはじめ、ワークシートを活用した弁護士によるいじめ予防授業を展開していくとともに、弁護士がその専門性を生かし、いじめの解決に向けた提案を行うなど、多忙な学校現場を支援していくこととしています。
- 「SNSを活用した相談体制の構築に向けた調査研究」および「いじめの防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究」の取組は、いじめ対策を進める上で非常に効果的であることから、継続的に事業実施できるよう必要な予算を拡充する必要があります。

事務担当 教育委員会事務局生徒指導課、研修企画・支援課
関係法令等 三重県いじめ防止条例（平成 30 年 4 月 1 日施行）